

業 務 概 要

令和 6 年 度 版

(令和 5 年度実績)

広島県西部こども家庭センター
広島県東部こども家庭センター
広島県北部こども家庭センター

は じ め に

こども家庭センターの業務につきましては、日頃から、関係機関をはじめ多くの方々の御理解と御協力をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

こども家庭センターは、3つの機能を併せ持つ行政機関です。それは児童相談所、知的障害者更生相談所及び配偶者暴力相談支援センターの機能です。県内に3か所（西部・東部・北部）設置されています。

その中でも西部こども家庭センターは、中央児童相談所として県内の連絡調整等を行うとともに、女性相談支援センターの機能も担っています。

令和4年度の全国の児童相談所における虐待相談対応件数は219,170件、広島県の3か所のこども家庭センターにおける同件数は3,131件となり、いずれの数値も過去最多となっており、深刻な社会問題となっています。

また、国においては、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」を成立させ、児童等に対するかあて医及び養育環境の支援を強化し、児童の権利擁護が図られた児童福祉施策の推進に取り組むこととしました。

こうした状況を踏まえ、広島県では、職員や施設職員・里親の専門性向上のための研修の実施、弁護士や併任警察官・警察OBの配置による相談体制の強化、こどもの権利擁護や親子関係再構築にかかる事業の充実及び一時保護施設の支援強化等に取り組んでいるところです。

一方、女性相談については、令和5年度の相談件数は2,945件、一時保護数は84人となっており、暴力被害の相談が多くを占めている状況で、被害者支援の充実に取り組んでいるところです。さらに、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、様々な事情により困難な状況にある女性を包括的に支援することが明確化され、関係機関との連携強化や職員の資質の向上により一層の取組が必要であると考えています。

こども家庭センターは、総合的な相談機能をさらに充実させ、市町、警察、検察、教育関係者、医療機関など関係機関との連携をさらに強化し、迅速かつ的確な対応に努めて参ります。

この業務概要は、広島県の3か所（西部・東部・北部）のこども家庭センターにおける相談や活動状況をまとめたものです。児童、家庭、知的障害者の福祉に関わる皆様に御活用いただければ幸いです。

令和7年1月

広島県西部こども家庭センター所長

岡 田 和 子

広島県東部こども家庭センター所長

前 原 一 教

広島県北部こども家庭センター所長

中 村 真由美

目 次

第1 こども家庭センターの概況

1 広島県の状況	1
2 管轄区域	1
3 設置状況	2

第2 児童相談業務

1 業務の概要	4
2 児童相談所としての沿革	5
3 相談・措置業務の現状	7
4 判定業務	16
5 一時保護業務	17
6 家族療法事業	17
7 巡回相談	21
8 里親委託	22
9 研修	25
10 児童虐待防止等に関するネットワーク体制状況	27
11 療育手帳制度	28

第3 知的障害者更生相談業務

1 目的	29
2 沿革	29
3 知的障害者の現況	29
4 業務の内容	29
5 相談状況の推移	30

第4 女性相談業務

1 沿革	32
2 婦人相談員の設置状況	33
3 婦人相談所としての業務内容	33
4 配偶者暴力相談支援センターとしての業務内容	34
5 相談の種類	34
6 一時保護	35
7 婦人保護施設への入所委託	35
8 サポート弁護士による法律的助言	35
9 啓発活動	36
10 関係機関との連携強化	36

第1 こども家庭センターの概況

1 広島県の状況

本県は、瀬戸内海のほぼ中央部に面し、東西約 132 k m、南北約 119 k m、面積は約 8,480 k m²で全国総面積の 2.2%を占め、全国順位は第 11 位にある。

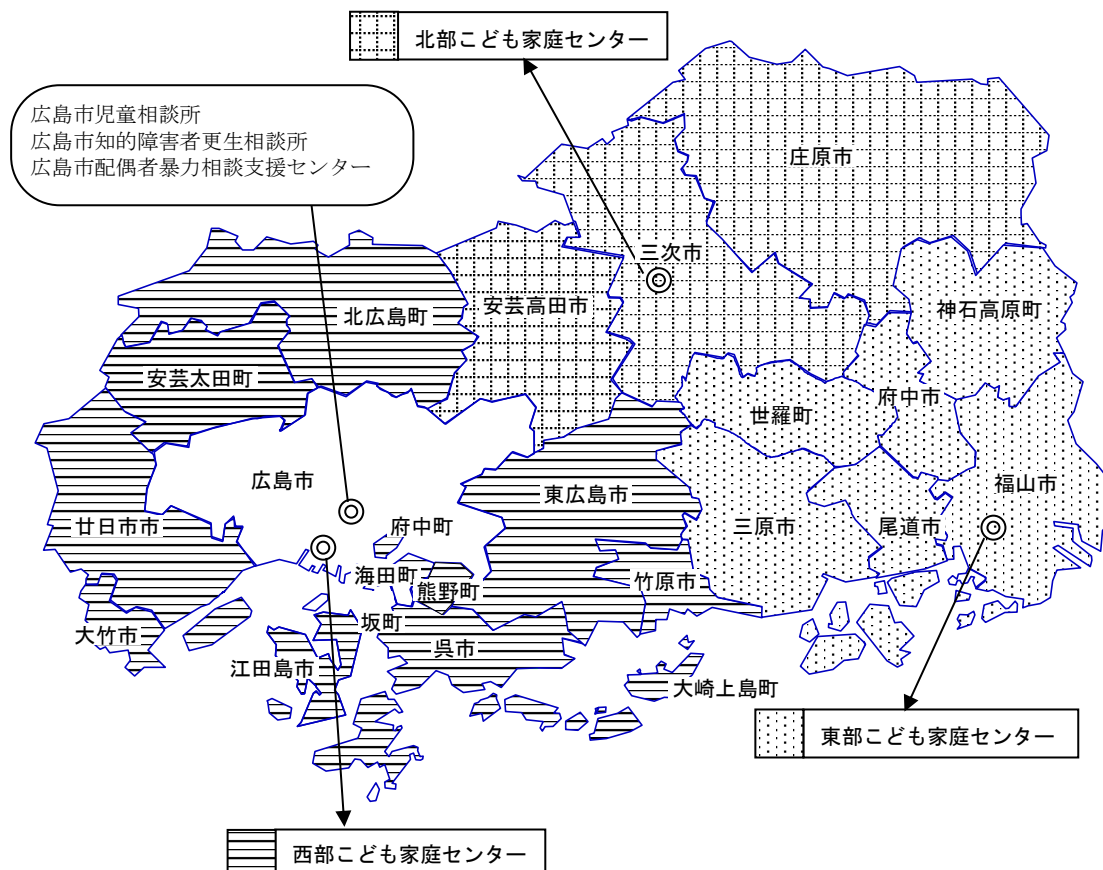
北部県境を走る中国山地には標高 1,000m以上の山岳が連なり冬季は寒冷で積雪も多い。南は瀬戸内海に面し 138 の島々が散在し、年間を通じて晴天が多く、温暖低湿な気候である。

人口は令和 5 年 10 月 1 日現在、約 274 万人で全国第 12 位である。出生率の低下などにより全国平均を上回って高齢化が進行している。また沿岸部では都市化、県北部及び島しょ部では過疎化が進展している。

県こども家庭センターは、西部を管轄する西部こども家庭センター、東部を管轄する東部こども家庭センター、北部を管轄する北部こども家庭センターがある。

なお、県内には広島市が広島市児童相談所、広島市知的障害者更生相談所及び広島市配偶者暴力相談支援センターを設置している。

2 管轄区域



3 設置状況

機関別 区分		西部こども家庭センター		東部こども家庭センター		
所 在 地		〒 7 3 4－0 0 0 3 広島市南区宇品東四丁目 1－2 6		〒 7 2 0－0 8 3 8 福山市瀬戸町山北 2 9 1－1		
電話・ファックス番号		電話（0 8 2）2 5 4－0 3 8 1 FAX（0 8 2）2 5 6－5 5 2 0		電話（0 8 4）9 5 1－2 3 4 0 FAX（0 8 4）9 5 1－2 3 7 9		
組織及び職員数		総務企画課（6） 所長（1）└─ 相談援助第一課（24） 次長（2）└─ 相談援助第二課（26） 医監（1）└─ 女性相談課（4） └─ 一時保護課（8） 計 72 人 ●会計年度職員等 こども家庭センター法務専門員 1 こども家庭センター総務主管課事務従事員 1 社会福祉施設等措置費用債権管理協力員 1 女性相談支援員 5 親子支援推進員 12 児童安全対策推進員 1 里親等委託推進員 1 保護者指導支援員 1 一時保護対応協力員 3 一時保護学習指導員 1 一時保護休日・夜間指導員 40 要保護女子等休日・夜間指導員 6 同伴児童対応指導員 1 当直専門員（緊急対応）10 休日・夜間電話相談員 3 児童虐待対応嘱託医師 3 判定医 1 嘱託医 1		総務課（5） 所長（1）└─ 相談援助第一課（30） 次長（1）└─ 相談援助第二課（18） └─ 一時保護課（10） 計 65 人 ●会計年度職員等 こども家庭センター法務専門員 1 社会福祉施設等措置費用債権管理協力員 1 女性相談支援員 1 親子支援推進員 11 児童安全対策推進員 1 里親等委託推進員 1 保護者指導支援員 1 一時保護対応協力員 2 一時保護休日・夜間指導員 40 一時保護学習指導員 1 一時保護心理療法従事員 1 判定医 5 嘱託医 2		
管 轄 区 域		呉市、竹原市、大竹市、東広島市、 廿日市市、江田島市、府中町、海田 町、熊野町、坂町、安芸太田町、北 広島町、大崎上島町 ※ 女性相談については、広島市を 含む。		三原市、尾道市、福山市、府中市、 世羅町、神石高原町		
管内 状況	人 口		7 4 4，4 8 3 人		7 4 3，7 0 3 人	
	児 童 人 口		1 1 0，8 5 3 人		1 1 1，8 3 9 人	
	面 積		2，8 7 9．0 7 k m ²		2，1 2 9．9 9 k m ²	
	保 育 所		1 5 9 所		1 1 8 所	
	小学校	学校数	1 3 4 校		1 3 5 校	
		児童数	3 6，9 2 6 人		3 6，1 3 1 人	
	中学校	学校数	8 3 校		7 3 校	
		児童数	1 8，9 2 2 人		1 9，3 1 7 人	
児童委員		主任児童委員	1，8 3 5 人	1 3 3 人	1，7 5 2 人	1 4 2 人

(令和6年4月1日現在)

機 関 別		北部こども家庭センター		
区 分				
所 在 地		〒 7 2 8 － 0 0 1 3 三次市十日市東四丁目 6 － 1 (広島県三次庁舎内)		
電話・ファックス番号		電話 (0 8 2 4) 6 3 － 5 1 8 1 FAX (0 8 2 4) 6 3 － 9 7 4 3		
組 織 及 び 職 員 数		所長 (1) ┌ 相談援助第一課 (10) └ 相談援助第二課 (5) 計 15 人		
		●会計年度職員等 女性相談支援員 1 親子支援推進員 2 里親等委託推進員 1 保護者指導支援員 1 嘱託医・判定医 1 嘱託医 1		
管 轄 区 域		三次市、庄原市、安芸高田市		
管内状況	人 口		1 1 0 , 7 6 2 人	
	児 童 人 口		1 4 , 8 0 5 人	
	面 積		2 , 5 6 2 . 3 8 k m ²	
	保 育 所		4 5 所	
	小学校	学校数	4 7 校	
		児童数	4 , 9 1 7 人	
	中学校	学校数	2 6 校	
		児童数	2 , 6 1 3 人	
児童委員		主任児童委員	4 8 1 人	4 8 人

(注)

- 1 人口：令和2年10月1日国勢調査確報
- 2 児童（18歳未満）人口：同上
- 3 面積：令和6年全国都道府県市区町村別面積調
- 4 保育所：広島県健康福祉局行政概要（令和5年度）参考資料
- 5 小中学校：令和5年度学校基本調査
- 6 児童委員、主任児童委員
：令和6年4月1日現在の定数

第2 児童相談業務

1 業務の概要

(1) 目的

児童相談所は、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的として設置された行政機関である。（児童福祉法第12条）

また、児童相談所は、相談援助活動を通じて、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき、次の業務を行っている。

ア 市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う。（市町村援助）

イ 家庭や学校などの関係機関等から、子どもに関する相談のうち専門的な知識及び技術を必要とする相談を受け、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて社会学的、医学的、心理学的、教育学的などの専門的な角度から調査、判定を行う。この調査、判定に基づき総合診断のうえ援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用して一貫した子どもの援助を行う。（相談）

ウ 必要に応じて子どもを一時保護し、行動観察や生活指導等を行う。（一時保護）

エ 児童福祉施設への入（通）所、里親等への委託により、子どもの安定した生活や訓練の場を保障するとともに、児童福祉司等による子ども又はその保護者の指導などにより子どもの福祉の増進に努める。（措置）

オ 子どもに対する相談援助活動を行う第一線の機関として、関係機関とのネットワークの構築を推進しながら、地域における児童養育を支援するための啓発や研修活動等を行う。（家庭、地域に対する援助）

(2) 相談の受理

ア 児童相談所は満18歳未満の子どもの福祉に関する問題について保護者等から相談を受けるほか、地域住民や関係機関からの通告、福祉事務所や家庭裁判所から子どもの送致を受け援助活動を行う。

イ 相談の受付については来所や電話を原則としているが、利用者の利便を図って巡回相談を行っている。また、電話による相談援助活動も行っている。

(3) 相談の種類

養 護 相 談

保護者の病気、死亡、家出、離婚等により家庭で養育が困難になった子どもの相談、棄児、迷子、虐待を受けた子ども等の相談

保 健 相 談

未熟児、虚弱児、疾患等を有する子どもの相談

障 害 相 談

知的障害、肢体不自由、重症心身障害、自閉症、視聴覚言語発達障害等のある子どもの相談

非 行 相 談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的悪戯、不純異性交遊、

	窃盗、傷害、恐喝、シンナー吸引等の子どもの相談
育成相談	保育所、幼稚園、学校等児童の集団生活における生活行動上の問題（長期欠席、怠学）の相談、子どもの性格（わがまま・反抗・強情・内気・不活発）等についての相談、しつけ、教育、あそびについての相談
その他の相談	里親等の相談

（４）相談援助活動の展開

ア 調査・診断・判定

児童相談所が受けた相談については、児童福祉司等により行われる調査に基づく社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の児童指導員、心理療法士等による行動診断をもとに、原則としてこれらの者の協議により総合診断（判定）を行い、個々の子どもに対する援助指針を作成する。

イ 援助

前記の援助指針に基づいて児童相談所は子ども、保護者、関係者等に対して指導、措置等の援助を行う。

ウ 業務遂行体制

この業務を遂行するため、相談援助、児童虐待対応、判定指導、一時保護の部門制を取り、各々の専門職員からなる受理会議、判定会議、援助方針会議を行い、子ども、保護者等の援助について検討し、援助指針（方針）を決定して、援助活動を展開していく。

２ 児童相談所としての沿革

（１）西部こども家庭センター（旧 中央児童相談所・広島こども家庭センター）の沿革

年 月 日	内 容
昭和 23 年 4 月 1 日	広島市基町養護施設新生学園の一部を借受けて開所
昭和 23 年 4 月 5 日	相談事務、一時保護業務を開始
昭和 23 年 11 月 11 日	広島市基町 1 番地に移転
昭和 24 年 8 月 1 日	同地に一時保護所移転
昭和 31 年 4 月 25 日	基町 1 番地の県庁舎 4 階に相談判定部移転
昭和 31 年 4 月 26 日	一時保護所は新生学園の一部を借受けて移転
昭和 31 年 10 月 30 日	広島市宝町 352 番地に相談判定部移転
昭和 31 年 11 月 21 日	広島市南観音町 2874 番地の 1718 に一時保護所移転
昭和 39 年 4 月 1 日	広島市宇品町 1356 番地の 3 広島県福祉センターに移転
平成 16 年 7 月 1 日	広島市南区楠那町 5-30 の仮庁舎に移転
平成 17 年 7 月 11 日	広島市南区宇品東四丁目 1-26 に移転 中央児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所を統合し、「広島こども家庭センター」として開設 総務企画課、相談措置課、女性相談課、判定指導課、一時保護課の五課体制
平成 21 年 4 月 1 日	「西部こども家庭センター」に改称
平成 23 年 4 月 1 日	児童虐待対応課を設置し、六課体制
令和 2 年 4 月 1 日	相談援助課、児童虐待対応課、判定指導課を廃止し、相談援助第一課、相談援助第二課を設置し、各課に「初期対応係」、「相談援助係」を設置

(2) 東部こども家庭センター（旧 福山児童相談所・福山こども家庭センター）の沿革

年 月 日	内 容
昭和 23 年 6 月 1 日	御調地方事務所内に開設 名称 広島県立尾道児童相談所
昭和 25 年 7 月 1 日	尾道市栗原町下向山 95 に新築移転
昭和 42 年 4 月 1 日	福山市瀬戸町山北 54 の 1 に新築移転 名称 広島県福山児童相談所 相談課、判定指導課、一時保護課の三課を置く
平成 9 年 2 月 14 日	福山市瀬戸町山北 291-1 に新築移転 「子育て支援プラザ」を設置
平成 9 年 3 月 1 日	一時保護所の機能を緊急保護に限定
平成 9 年 4 月 1 日	一時保護課を廃止し、総務課、相談課、判定指導課の三課体制
平成 15 年 3 月 10 日	一時保護所増築
平成 15 年 4 月 1 日	一時保護課を設置し、四課体制
平成 17 年 7 月 11 日	「福山こども家庭センター」として開設
平成 21 年 4 月 1 日	「東部こども家庭センター」に改称
平成 23 年 4 月 1 日	一時保護所増築 児童虐待対応課を設置し、五課体制
令和 2 年 4 月 1 日	相談援助課、児童虐待対応課、判定指導課を廃止し、相談援助第一課、相談援助第二課を設置し、各課に「初期対応係」、「相談援助係」を設置
令和 5 年 6 月 15 日	一時保護所新築

(3) 北部こども家庭センター（旧 三次児童相談所・備北こども家庭センター）の沿革

年 月 日	内 容
昭和 23 年 7 月 1 日	双三地方事務所（双三郡三次町 1828 番地の 1）内に開設 名称 広島県立三次児童相談所
昭和 44 年 4 月 30 日	広島県三次合同庁舎内（三次市十日市町 1130 番地の 3）に移転 相談課、判定指導課の二課を置く
平成 17 年 7 月 11 日	「備北こども家庭センター」として開設
平成 21 年 4 月 1 日	「北部こども家庭センター」に改称
令和 2 年 4 月 1 日	相談援助課、判定指導課を廃止し、相談援助第一課、相談援助第二課を設置、二課体制

3 相談・措置業務の現状

(1) 相談受付の状況

ア 相談受付状況（資料編別表 1）

令和 5 年度の広島県のこども家庭センターにおける相談受付件数は 6,490 件である。
最近 10 年間の相談受付件数の推移は、第 1 表のとおりである。

相談種別ごとの状況を見ると

(ア) 心身障害関係相談（障害・保健）は、市町が相談の窓口となったことから減少している。

(イ) 養護相談は、児童虐待相談の増加により、全体としても増加している。

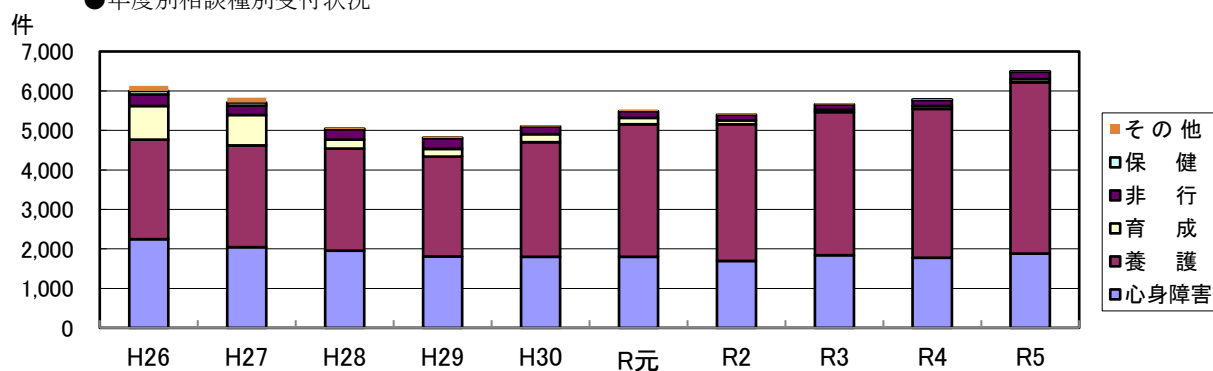
(ウ) 育成相談は、減少傾向にあったが、令和 4 年度から増加傾向にある。

(エ) 非行相談は、減少傾向にあったが、令和 4 年度から増加傾向にある。

第 1 表 年度別相談種別受付状況（平成 26 年度～令和 5 年度）

種 別	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
心身障害	2,242	2,044	1,956	1,807	1,802	1,799	1,692	1,841	1,774	1,877
養 護	2,524	2,576	2,581	2,527	2,900	3,361	3,461	3,622	3,772	4,340
育 成	855	774	229	197	200	159	104	58	72	83
非 行	293	235	265	279	199	170	140	137	152	183
保 健	85	81	7	1	0	0	0	0	1	3
そ の 他	129	121	40	35	31	30	38	34	26	4
計	6,128	5,831	5,078	4,846	5,132	5,519	5,435	5,692	5,797	6,490

● 年度別相談種別受付状況



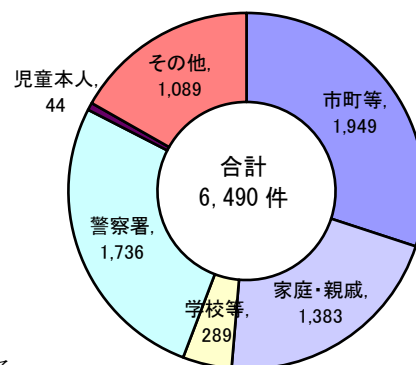
イ 経路別受付状況（資料編別表 2）

相談の受付経路は、市町等が最も多く、全受付件数の 30.0%にあたる 1,949 件となっている。

次いで、警察署、子どもの養育を直接担っている家庭・親戚の順となっている。

そのほか児童本人からのものが 44 件ある。

● 経路別受付件数



ウ 年齢別受付状況（資料編別表 3）

相談受付時の年齢分布をみると、概ね次の区分となる。

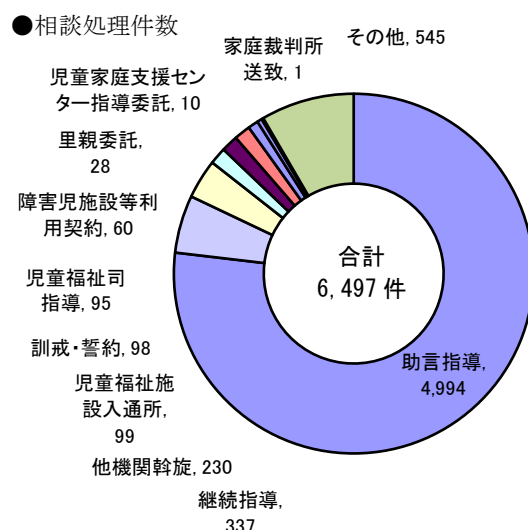
(ア) 乳児（0 歳）

- (イ) 幼児（１歳から６歳）
- (ウ) 小学生（６歳から１２歳）
- (エ) 中学生（１２歳から１５歳）
- (オ) 高校生他（１５歳から１８歳以上）
- (ア) は、虐待を含め養育困難等の養護相談となっている。
- (イ) は、虐待を含め養護相談が６割近くを占めるが、知的障害、発達障害及び言語発達障害等の心身障害児の相談も多い。
- (ウ) は、虐待を含め養護相談が半数前後を占めるが、就学直後及び勉強の躓きが目立つ中高学年に知的障害・発達障害相談も多い。また、教室内で落ち着きがないなどの性格行動相談が他の年代に比べ増えてくる。
- (エ) は、非行相談・不登校相談が他の年代に比べ多い。また、知的障害児の進学相談、中卒後の進路に関する相談等で知的障害相談も多く、また、性格行動相談が小学生に引き続き多い。
- (オ) は、虐待を含め養護相談が半数を占め、このほか知的障害児のその後の進路に関する相談で知的障害相談が多い。

（２）処理の状況（資料編別表８）

令和５年度の相談処理件数は、６,４９７件であり、その具体的処理内容を見ると、１～２回の面接、指導、判定で終結する助言指導が全体の７６.９％にあたる４,９９４件と最も多く、続いて継続指導、他機関斡旋、児童福祉施設入通所、訓戒・誓約の順となっている。

また、子どもや家庭へ継続的に関わる継続指導と児童福祉司指導の合計は、４３２件となっている。



（３）相談種別受付及び処理の状況

ア 養護相談

（ア）相談受付件数（資料編別表１）

令和５年度の相談受付件数は、４,３４０件であり、これは全相談受付件数の６６.９％にあたる。

（イ）年齢別受付状況（資料編別表３）

年齢が幼いほど養護相談が多い傾向があり、これは泣き声通告や面前DVなど地域や警察などからの通報等による虐待相談の増加が一因となっていると思われる。

（ウ）相談処理状況（資料編別表８）

児童福祉施設へ入所措置したものが９８件、里親委託したものが２８件、児童福祉司指導・継続指導は、４３２件となっている。

（エ）理由別処理状況（資料編別表９）

第２表のとおり、親の死亡、傷病など避けがたい要因によるものが３６件、家庭環境など家庭的要因によるものが３,９４０件となっている。このうち、虐待は３,５４１件となっている。

第2表 養護相談理由別処理件数（令和5年度）

理由別	家出 (失踪 含む)	死亡	離婚	傷病 (入院 含む)	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
合計	5	0	0	36	3,541	399	364	4,345

（オ）児童虐待の相談処理状況

a 虐待相談処理件数の動向（第3表、資料編別表10の1）

広島市を含めた県内の児童虐待に関する相談件数の推移は、平成5年度に27件、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）が施行された平成12年度には404件、令和5年度には6,380件となり、平成12年度と比較すれば約15.8倍となっている。

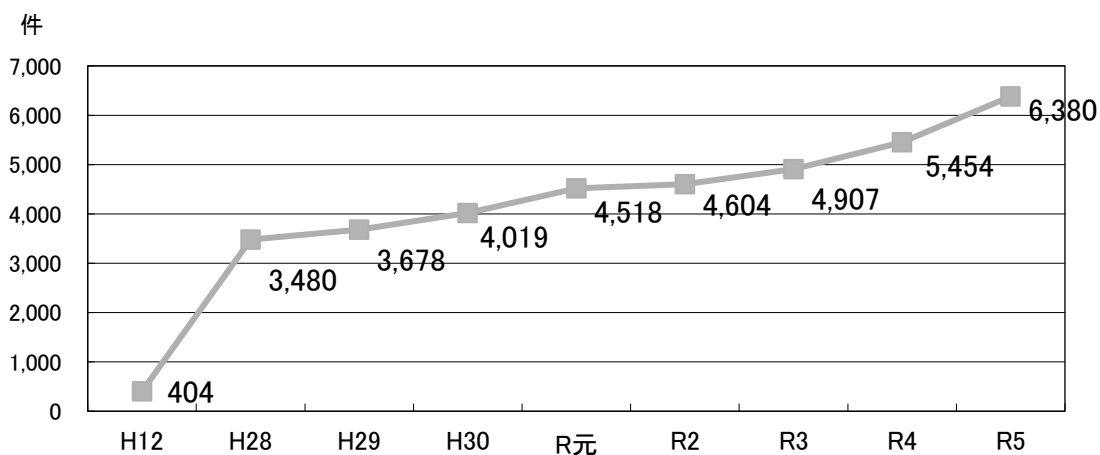
こうした急激な増加の背景には（1）法制度の整備（児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正）、（2）子どもへの人権擁護意識の高揚、（3）関係機関との会議開催や研修実施による連携強化、（4）普及啓発、マスメディアによる報道の効果、（5）家庭や地域における子育て環境の変化、（6）児童虐待への対応を中心とした危機管理体制の整備等が挙げられる。

第3表 虐待相談処理件数の推移

（単位：件）

	H5	H12	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
県センター	21	267	2,066	2,053	2,243	2,787	2,868	2,956	3,131	3,541
広島市	6	137	1,414	1,625	1,776	1,731	1,736	1,951	2,323	2,839
全 県	27	404	3,480	3,678	4,019	4,518	4,604	4,907	5,454	6,380
全 国	1,611	17,725	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,659	219,170	—

●虐待相談処理件数の推移【全県分】

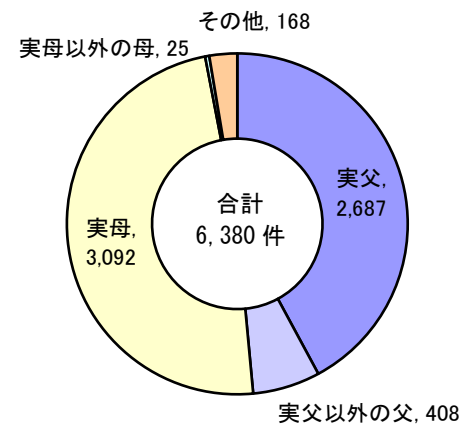


b 主な虐待者の状況（資料編別表 10 の 2）

主な虐待者は、実母が 48.5%と最も高く、このことは、子どもにとって最も身近で信頼関係が必要な母親から虐待を受けているという点で、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響が懸念されると同時に、子育て支援活動の必要性を示している。

実父も 42.1%と高い。近年は、夫婦喧嘩を子どもの目の前で行う心理的虐待（面前 DV）の通告が増えている。虐待者として、DV 加害者である事が多い実父の割合が急増している。

●主な虐待者の状況



c 虐待相談の経路状況（資料編別表 10 の 3）

虐待相談の経路は、割合順に警察等 38.2%、市町 14.8%、学校等 12.4%、近隣知人 8.7%となっている。

警察からは子どもの目の前で行われる DV 事案による心理的虐待通告が近年大幅に増加している。

近隣からの通告も高水準で推移しており、児童虐待に対する意識が地域に浸透しつつあると考えられる。

d 被虐待児の年齢別状況（資料編別表 10 の 4）

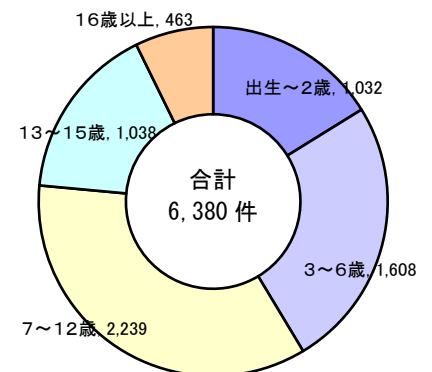
被虐待児の年齢別状況は、6 歳以下の児童に関する相談割合が最も多く、令和 5 年度では 41.4%と半数近くを占めている。

年齢別の割合は、2 歳以下が 16.2%、3 歳～6 歳が 25.2%、7 歳～12 歳が 35.1%、13 歳以上が 23.5%である。

3 歳未満児は、自ら危険回避が困難であり所属集団がない場合も多いことから、早期発見による迅速な対応が必要である。

就学前児童の相談が多いのは、3 歳から就学前の児童は、何事も自分でしたがる自我の芽生えの第 1 反抗期であり、子どもの発達過程から、親とのトラブルを起こし易いことも要因と考えられる。

●被虐待児の年齢別状況

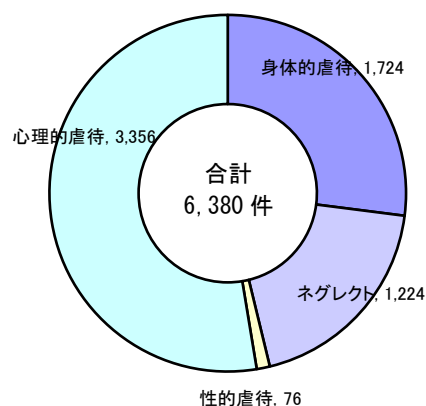


e 虐待種別の状況（資料編別表 10 の 4）

虐待種別は、令和 5 年度では心理的虐待が 52.6%で最も多く、次いで身体的虐待が 27.0%を占めている。

平成 26 年度から心理的虐待が身体的虐待を抜いているが、これは、DV 事案による心理的虐待通告が増加したことが要因と考えられる。

●虐待種別の状況



f 虐待相談の指導内容等（県計）

令和 5 年度の県分の指導内容は第 4 表のとおりである。虐待相談への対応には期間を要する場合も多く、3,543 件の受付に対し、年度内で 3,541 件の処理となっている。その内容は施設入所が 48 件で 1.4%、面接指導や児童福祉司指導の在宅指導が 3,431 件で 96.9%である。

また、これらの処理にあたり、立入調査や家庭裁判所への施設入所承認請求等を行った状況は第 5 表から第 8 表のとおりである。

イ 障害関係相談

(ア) 相談受付件数（資料編別表 1）

障害に関する相談は、概ね減少の傾向であり、令和 5 年度は全相談 6,490 件の中で 1,877 件と 28.9%を占めている。

年次別に見ると、別表 1 にはないが平成 15 年度以降、措置から「支援費制度」への移行により、市町が相談窓口になったことから顕著な減少となった。

また、平成 17 年度の児童福祉法改正により、児童相談の市町の役割が明確化され、平成 21 年度に 1 歳 6 か月児精神発達精密健康診査及び事後指導事業、3 歳児精神発達精密健康診査及び事後指導事業を市町が実施することになったことや発達障害相談関係の社会資源の充実等から、言語発達障害相談・発達障害相談（平成 25 年度まで自閉症相談）を中心に減少となっている。

(イ) 年齢別受付状況（資料編別表 3）

相談種別ごとの年齢別受付状況をみると、肢体不自由相談は、年齢に関わらず肢体不自由児施設への入所・利用契約がほとんどである。

視聴覚障害相談は、平成 24 年度制度改正により通所サービスの実施主体が市町へ移行したことから通園に係る相談がなくなり、令和 5 年度は 0 件である。

言語発達障害相談は、幼児期から小学生の層に集中している。

重症心身障害相談は、平成 24 年度制度改正により 18 歳以上の施設入所者は障害者自立支援法で対応することになった。

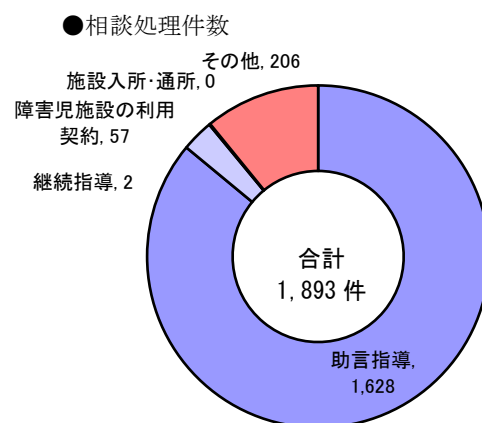
知的障害相談は、療育手帳の対象となる 1 歳から 17 歳までの年齢層にわたっている。中でも就学前の 3 歳から 7 歳、中学進学前～高校進学後の 10 歳から 17 歳が特に多く、進路に関わる相談が多い。

発達障害相談は、5 歳から 18 歳の幅広い年齢層にわたっている。

(ウ) 相談処理状況（資料編別表 8）

助言指導が 1,628 件で全体の 86.0%と最も多い。次に障害児施設等への利用契約が 57 件で全体の 3.0%である。

継続指導は 2 件、児童福祉施設への入所措置は 0 件、他機関斡旋は 16 件、その他は、療育手帳・証明書の交付等である。



ウ 非行相談

(ア) 相談受付件数（資料編別表 1）

令和 5 年度の相談受付件数は 183 件であり、前年度比 20.4%の増となっている。

(イ) 年齢別受付状況（資料編別表 3）

10 歳から 14 歳の相談が多く、128 件と 69.9%を占めている。

ぐ犯行為等相談は、13 歳から 15 歳が多く、6 歳から 17 歳までの年齢層にわたっている。

触法行為等相談は、9 歳から 14 歳が中心となっており、その中でも 13 歳が最も多く、15 歳以上の相談は少ない。これは 14 歳以上で罪を犯した少年は、少年法により家庭裁判所・検察庁へ送致されるためである。

第 4 表 非行相談年齢別受付相談（令和 5 年度）

年齢	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	計
ぐ犯行為	1	0	1	2	3	2	1	6	17	6	5	1	0	45
触法行為	2	10	9	14	13	11	20	38	17	3	0	0	0	137
計	3	10	10	16	16	13	21	44	34	9	5	1	0	182

(ウ) 非行相談の内容

a ぐ犯行為等相談

令和 5 年度は 45 件の相談があった。内容は、性的非行が 8 件（17.8%）と最も多く、次いで徘徊、金銭持出し及び窃盗となっている。

男女の比率は男子が多い。性別の非行内容は、男子は性的非行が、女子は徘徊が多い。

なお、こうした問題行動は一つだけでなく、いくつか重複していることが多く、虐待との関連がうかがえるものもある。

第5表 ぐ犯行為等相談の内容件数（令和5年度）

内容	家出	徘徊	乱暴破壊	性的非行	金銭持出し	窃盗	不良交友等	家庭内暴力	その他	計
男	1	2	0	8	4	4	2	2	8	31
女	3	4	1	0	2	2	0	1	1	14
計	4	6	1	8	6	6	2	3	9	45

ｂ 触法行為等相談

令和5年度は前年度比 26.6%増の 138 件の通告、相談があった。内容は、万引き、バイク盗、侵入盗といった窃盗が 66 件と最も多く、47.8%を占めている。男女の比率は男子が 83.3%と圧倒的に多い。

昨年度に比べ男子は 24 件増、女子は 5 件増となっている。

内容では、窃盗が 23 件増、恐喝が同数、放火・弄火が 5 件増、暴行・傷害が 15 件増、乱暴破壊が 3 件増、性的非行が 9 件減となった。

こうした問題行動も一過性非行といった軽微なものは少なく、継続的指導を要するものが増加しつつある。

第6表 触法行為等相談の内容件数（令和5年度）

内容	窃盗	恐喝	放火・弄火	暴行・傷害	乱暴破壊	性的非行	その他	計
男	48	1	6	31	6	8	15	115
女	18	0	1	2	0	0	2	23
計	66	1	7	33	6	8	17	138

（エ）相談処理状況（資料編別表8）

助言による指導等で処理したものは、助言指導（21 件）と訓戒・誓約（97 件）を併せ 118 件で 71.1%となっている。しかし、非行性が進んでいる場合、発達障害の疑いがある子どもの場合、家族関係、養育環境等の調整を要する場合は、継続指導や児童福祉司指導の処遇をとり、在宅での指導を継続して行っている。その件数は 30 件で、18.1%を占める。

また、在宅指導が困難なものについては児童自立支援施設等への施設入所措置を行っており、その件数は 8 件、家庭裁判所の審判に付することが適当と家庭裁判所送致を行ったものが 1 件ある。

エ 育成相談

（ア）相談受付件数（資料編別表1）

令和5年度の相談件数は 83 件であり、これは全相談件数の 1.3%にあたる。

（イ）年齢別受付件数（資料編別表3）

性格行動相談は、4 歳から 17 歳までの比較的広い年齢層で相談が多い。不登校相談は 8 歳以上の小学校中学年から中学生の年齢の相談が多くなっている。しつけ相談はその内容からして 0 歳から 6 歳年齢層が主な相談となっている。

(ウ) 相談処理状況（資料編別表 8）

助言指導の処理が 66 件と最も多く、次いで継続指導 11 件となっている。

(4) 措置中の処遇

ア 調査・診断・指導の状況

児童福祉施設等への措置中の子どもの家庭復帰や自立を促進するため、各種調査・診断を行い、指導の参考にしている。

また、施設・里親・保護者及び関係機関との連携を深めることにより、児童処遇の向上や家庭環境の調整に努めている。

イ 中学校卒業後の進路状況

児童養護施設等へ措置中の子どもで、令和 5 年度に中学校を卒業した子どもは 33 人である。このうち、高校等へ進学した子どもは 31 人で、進学率は 93.9%である。

第 7 表－ 1 中学校卒業後の進路状況（令和 6 年 3 月 1 日に在籍した児童の 4 月 1 日現在の状況）

区 分		高 校			各種 学校	特別 支援 学校	高 等 技 術 専 門 校	就職	他施設へ 入所	未定	計
		全日制	定時制	通信制							
児童養護施設	措置継続	20	1	1	0	3	0	0	0	0	25
	措置解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里親委託等	措置継続	3	0	2	0	0	0	0	0	0	5
	措置解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童心理 治療施設	措置継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	措置解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童自立支援施設	措置継続	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	措置解除	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
合 計	措置継続	23	1	3	0	3	0	0	0	1	31
	措置解除	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	計	24	1	3	0	3	0	0	1	1	33

第 7 表－ 2 高校卒業後の進路状況（令和 6 年 3 月 1 日に在籍した児童の 4 月 1 日現在の状況）

区 分	大学	短期 大学	各種 学校	高等技術 専門校	就職	他施設 へ入所	未定	計
児童養護施設	10	1	6	0	12	3	2	34
里親委託等	1	0	1	0	3	0	0	5
児童心理治療 施設	0	0	0	0	2	0	1	3
合 計	11	1	7	0	17	3	3	42

4 判定業務

(1) 判定実施状況（資料編別表 11）

医学診断指導は 490 件で、うち児童が 196 件、保護者が 242 件、その他（学校・施設関係者等）が 52 件である。診察指導の内容は、問題行動のある子ども等への診断、保護者への助言指導及び療育手帳新規交付にかかる診断等である。

心理診断指導は 3,176 件である。児童については 2,473 件実施し、その内訳は面接・観察・指導が 1,865 件、知能検査が 247 件、発達検査が 102 件、人格検査が 94 件となっている。

面接・観察・指導とは、児童心理司が行った面接、遊戯療法室等において行った行動観察、これらの結果に基づく指導等である。知能検査は主として知能発達の程度、知能構造等を理解するために、発達検査は主として就学前の幼児の発達状況、人格検査は被虐待児、非行関係及び不登校児童等の人格、行動の特性等を理解するために実施している。

保護者に対する心理診断指導は 512 件となっており、家族支援として保護者に対応することが増えている。

(2) 心理療法・カウンセリング実施状況（資料編別表 11）

精神科医師、児童心理司が中心に行った心理療法・カウンセリングの実施状況は 14,951 件である。その内訳をみると児童が 3,191 件、保護者が 4,477 件、その他（学校・施設関係者、地域の支援関係者等）が 7,283 件となっている。

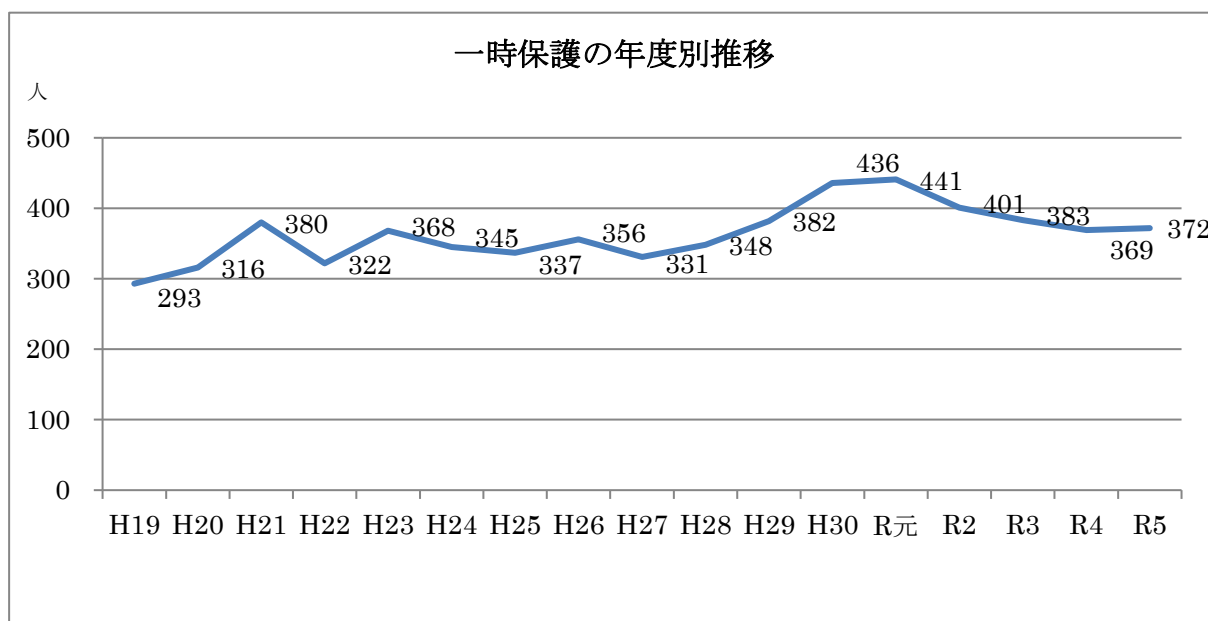
(3) 療育手帳・各種証明書等発行に係る判定状況（資料編別表 14）

障害者サービスの利用制度が充実し、障害者総合支援法における障害支援区分認定を経てサービスを利用する制度ができているが、特別支援教育、税金の控除、各種手当申請、公共交通機関の運賃割引、重度心身障害者医療費助成、就労支援等の利用のために、療育手帳の取得希望は増え、療育手帳に係る判定件数は 1,609 件と多く、心身障害児に対する療育手帳等判定状況は計 1,694 件となっている。

5 一時保護業務

(1) 一時保護所の入所状況（資料編別表 15）

令和 5 年度は 372 人（前年度からの繰入を含む。）の児童を保護した。前年度比 0.8% 増となっている。



(2) 相談種別一時保護状況（資料編別表 16）

令和 5 年度は養護ケースの一時保護が全体の 95.2%であり、そのうち 59.1%を虐待が占めている。

6 家族療法事業

こども家庭センターで指導を開始したケース及び措置を開始した児童のうち、問題行動が生じているなど援助が必要なケースに対して、家族の養育機能の再生・強化及び児童の問題行動の改善に向けた取り組みを総合的に実施している。

(1) 保護者支援プログラム事業

育児不安や養育困難を抱える保護者に対して、ペアレントトレーニング等の技法を用いて、養育者の子どもへの関わり方のスキル向上や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進や不適切な行動の改善を目指す支援を行うことにより、育児不安の解消や児童虐待の発生及び重度化を防止することを目的としている。

第8表 保護者支援プログラム事業の実施状況（令和5年度）

機関別	実施回数	参加人員	内 容
西 部	84 回	10 人 (延べ 136 人)	ペアレントトレーニング CARE AF-CBT PCIT
東 部	74 回	17 人 (延べ 98 人)	CARE、ピュベル、PCIT 保護者向け性加害再発防止プログラム 保護者グループワーク
北 部	28 回	8 人 (延べ 47 人)	市町でのペアレントトレーニング 保護者向けペアレントトレーニング等の個別支援

(2) 児童支援プログラム事業

被虐待児及び家庭内暴力や学校不適応等の問題行動を抱えている児童に対して、様々な活動を通じて、親子関係の改善及び児童の自主性、社会性の向上を図ることによって、問題の解決を促進することを目的とする。

第9表 児童支援プログラム事業の実施状況（令和5年度）

機関別	内 容	参 加 状 況		
		実施回数	参加延人員	平均参加人数
西 部	性暴力・被害や感情調節に関する心理教育、プレイセラピー、箱庭など	149	260	1.7
	コラージュ	6	52	8.7
東 部	親子遊び、ミュージックケア、性問題行動再発防止プログラム、性被害児への心理教育	42	48	1.1
北 部	ロードマップ、箱庭療法、心理面接等	35	35	1

(3) 派遣ボランティア訪問援助事業

登録した派遣ボランティアを対象家庭に派遣し、児童福祉司等による指導の下、必要な援助活動を行わせる。

第 10 表 派遣ボランティア訪問援助事業実施状況（令和 5 年度）

機関別	派遣ボランティア 登録者数	対象児童数	訪問回数	活動結果の状況
西 部	8 名 (男 0 名) (女 8 名)	361 名 (男 187 名) (女 174 名)	44 回	描画、工作などを通じたふれあい活動
東 部	0 名 (男 0 名) (女 0 名)	0 名 (男 0 名) (女 0 名)	0 回	-

(4) 児童養護施設等入所児童心理療法事業

児童養護施設等入所児童のうち、さまざまな問題を改善するために、入所児童や施設職員に対して、通所指導や研修を行う。

第 11 表 児童養護施設等入所児童心理療法事業実施状況（令和 5 年度）

機関別	事業項目	内 容	実 績
西 部	心理アセスメント	施設から依頼のあった児童に対し、心理検査、行動観察を実施し、アセスメントの結果を報告し、処遇について協議した	・実施児童数 20 名
	児童支援プログラム	医監による診療	・実施児童数 51 名 ・施設職員 53 名 ・里父母 0 名
		児童心理司による心理療法	・実施児童数 240 名 ・施設職員等 135 名 ・保護者 47 名
	ケースカンファレンス	児童養護施設等への訪問又は来所により、施設職員とケース検討を行い、処遇について協議した	・施設職員等 33 名
	ペアレントトレーニング	施設職員に対しペアレントトレーニング（CARE）を実施した	・施設職員 81 名
	施設職員研修	PCIT・CARE 実践報告会	「児童家庭福祉領域で出会う母たち」 CARE 及び PCIT の実践報告例と事例検討講師 日本 PCIT 研修センター 加茂 登志子代表理事 参加人数 20 名

機関別	事業項目	内 容	実 績
東 部	心理アセスメント	心理検査、面接、医監・嘱託医の診察により児童のアセスメントを実施した	・心理診断等 20 名 ・医学的診断 1 名
	児童支援プログラム	医監による診療	・実施児童数 0 名
		児童心理司による心理療法カウンセリング、箱庭療法、性加害防止プログラム	・実施児童数 324 名 ・保護者数 32 名 ・施設職員等 282 名
	施設職員研修	東部地区児童養護施設等職員研修	講義「社会的養護児童への臨床動作法～心と体のリラックス～」、事例検討 講師：広島大学大学院 人間社会科学研究科 服巻豊 先生 令和 5 年 11 月 22 日 参加人数：32 名
		東部地区児童養護施設等職員研修（訪問）	治療的養育、性教育、CARE ワークショップ、グループアセスメント等 令和 5 年 6 月 19 日～令和 6 年 2 月 13 日 全 11 回 施設参加人数：121 名
		東部地区児童養護施設等心理療法担当職員研修	講義「治療的養育について」 講師：児童養護施設子供の家 檜原真也 先生 令和 6 年 1 月 22 日 参加人数：37 名
北 部	心理アセスメント等	必要に応じて、児童に対し、心理検査を実施した	実施児童数 2 名
	児童支援プログラム	医監による診療	実施児童数 0 名
		児童心理司によるカウンセリング、心理教育等を実施した。	実施児童数 24 名 施設職員等 13 名
	ケースカンファレンス	児童養護施設を訪問し、施設職員とケース検討を行い、児童の処遇について協議した。	参加者数 57 名
	施設職員研修	事業実施なし	事業実施なし

7 巡回相談

東部こども家庭センターでは、一部市町を対象に定期的に巡回相談を、また5月の児童福祉月間を中心に市町の要望に応じて特別巡回相談を実施している。

令和5年度は、定期巡回相談の利用は12回だったが、特別巡回相談の利用は0回だった。

第12表 巡回相談実施計画（令和5年度）

区 分	機 関 別	実 施 場 所	回 数
定期巡回相談	西 部	-	0 回
	東 部	尾道市（因島総合支所）	12 回
	北 部	-	0 回
特別巡回相談	東 部	神石高原町	0 回
		世羅町	0 回

8 里親委託

(1) 趣旨

里親委託は、虐待、親の病気、離婚など、様々な事情により家庭での養育ができない子どもを、里親家庭で一定期間養育する制度である。里親制度の充実のため、制度の普及啓発、里親研修の実施により、里親登録の促進に努めている。なお、平成 20 年度から関連する事業として、施設入所児童を家庭に短期外泊させるふれあい里親事業を実施している。

(2) 里親委託児童数・里親委託率の推移

里親委託率とは、乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホーム措置児童数に占める里親及びファミリーホーム措置児童数の割合を言う。増加傾向で推移している。

第 13 表－1 里親委託児童数・里親委託率の推移（平成 30 年度～令和 5 年度）

区 分	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
① 里親・ファミリーホーム委託児童数	66	69	74	74	72	74
② 乳児院・児童養護施設等委託児童数	387	426	369	342	328	210
③ 計 (①+②)	453	495	443	416	400	284
里親委託率 (①/③)	14.6	12.7	16.7	17.8	18.0	26.1

(3) 里親登録の推移

里親制度推進キャンペーン等により登録促進に努めており、登録・認定里親数は年々増加している。

第13表ー2 里親登録の推移（平成30年度～令和5年度）

年度	区分	里親数	内 訳			
			養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
平成30年度	登録・認定里親	136	126	2	5	47
	児童を委託している里親	53	44	0	5	4
令和元年度	登録・認定里親	137	122	2	6	55
	児童を委託している里親	49	40	0	5	4
2年度	登録・認定里親	155	133	2	6	65
	児童を委託している里親	49	39	0	6	4
3年度	登録・認定里親	189	135	2	8	73
	児童を委託している里親	44	33	0	8	3
4年度	登録・認定里親	175	144	2	7	73
	児童を委託している里親	40	30	0	7	3
5年度	登録・認定里親	175	137	1	10	75
	児童を委託している里親	48	36	0	9	3

※ 複数の里親に登録・認定されている場合があるため、里親数と内訳欄の合計とは一致しない。

(4) 里親研修

平成 21 年度より養育里親、養子縁組里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として養育・養子縁組里親基礎研修、登録前研修及び更新研修を実施している。また、里親制度への理解を深めるため、里親及び里親になることを希望する者等を対象に里親研修会を実施している。

第 14 表 養育里親研修等の実施状況（令和 5 年度）

機関別	研修名	実施日	参加人員
西 部	基礎研修	令和 5 年 4 月 22 日	4
		令和 5 年 7 月 23 日	1
		令和 5 年 11 月 18 日	7
	登録前研修	令和 5 年 5 月 13 日	4
		令和 5 年 7 月 29 日	1
		令和 5 年 12 月 2 日	7
	更新研修	令和 5 年 8 月 26 日	12
		令和 5 年 12 月 9 日	6
東 部	基礎研修	令和 5 年 6 月 17 日	8
		令和 6 年 1 月 20 日	10
	登録前研修	令和 5 年 6 月 18 日	8
		令和 6 年 1 月 21 日	10
	更新研修	令和 5 年 9 月 16 日	18
		令和 5 年 10 月 9 日	14
北 部	基礎研修	—	—
	登録前研修	—	—
	更新研修	令和 5 年 9 月 16 日	5

第 15 表 里親研修会の実施状況（令和 5 年度）

機関別	実施日	参加人員	内 容
全 体	令和 5 年 6 月 24 日	128	講演「里親子のためのライフストーリーワーク」 講師 立命館大学准教授 徳永 祥子
	令和 5 年 11 月 12 日	95	講演「安心感を育む里親養育～こどもの声を聴く」 講師 広島国際大学特任教授 松崎 佳子
西 部	令和 6 年 2 月 23 日	78	講演「こどもの声から考える社会的養育」 講師 NPO 法人 GivingTree 畑山 麗衣
東 部	令和 5 年 6 月 17 日	対面 23 人 オンライン 21 人	講演「養子当事者の語り」、グループ討議、 質疑応答 講師 認定 NPO 法人 環の会 Youth の会 メンバー 2 人

9 研修

(1) 市町福祉保健関係職員及び施設職員等を対象とした研修

市町の福祉保健関係職員や施設職員等を対象として、専門的な援助技術の習得を図り、地域において児童家庭相談に適切に対応できる人材を養成することを目的とした研修を実施している。

第 16 表 研修の実施状況（令和 5 年度）

研 修 名	内 容 等	開催日	市町職員 参加者数	施設職員 等 参加者数
要保護児童対策調整機関担当者研修 児童福祉司資格指定講習会	児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修について、厚生労働省が示す基準に基づく研修カリキュラム	令和5年5月 ～10月	64	14
新任・転入職員研修	児童家庭相談の業務に関する基礎的な知識の習得を図る	令和5年5月 ～10月	13	2
中堅研修	中堅職員としての専門知識、技術の高度化、関係機関や地域との調整力の向上を図る（4回）。	令和5年6月 ～11月	94	—
要保護児童対策地域協議会機能強化研修	関係機関が、児童虐待事案に関し、児童の安全確保及び再被害の防止の観点から、相互の連携を図り、協力体制を確立することを目的とする。	9/1	60	9
専門性強化研修（愛着とトラウマ）	児童の愛着とトラウマの問題について理解を深め、児童福祉施設等における養育に資することを目的とする	2/21	6	33
専門性強化研修（性問題）	性問題について心理学的理解を深め、児童養護施設等における安全対策に資することを目的とする	10/6	33	9
施設の安全対策研修	児童の安全や安心感の向上を図るため、施設の安全対策について考え、権利擁護の基本を学ぶ	1/22	6	33
メンタルヘルス研修	支援者自身の傷つきや葛藤に対するセルフケア、対処法、コミュニケーションスキル等について学ぶ	2/26	38	63
養育者支援プログラム研修（CARE）	子どもとよりよい関係を築く時に大切な養育のスキルを学ぶ	8/23	7	13
基幹的職員研修 （児童福祉施設等対象）	施設職員の専門性の向上を図ると共に、計画的に人材育成を行う体制を整備できるよう、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員を養成する	令和5年6月 ～12月	—	11
知的障害者福祉実務担当者説明会	知的障害及び療育手帳等の事務手続き	5/29	37	—
婦人相談員等基礎研修	業務の基礎知識と相談技術の習得	4/26	18	2
婦人相談員等専門研修	業務知識等の習得等（2回）	8/8、1/26	53	22

研 修 名	内 容 等	開催日	市町職員 参加者数	施設職員 等 参加者数
東部地区児童養護施設等職員 研修	施設職員の資質向上と児童福祉施設等における養育に資することを目的とする (講義「児童養護施設で暮らすということ」)	1/12	-	14
東部地区児童養護施設等職員 研修(訪問)	施設職員の資質向上と児童福祉施設等における養育に資することを目的とする (養育スキルの習得、治療的養育、性教育等)	令和5年6月～令和6年2月	-	121
東部地区児童養護施設等 心理療法担当職員研修	施設心理療法担当職員の資質向上および連携を図る (講義・「社会的養護児童への臨床動作放～心と体のリラックス～」事例検討)	11/22	-	13

(2) 施設見学

関係機関がこども家庭センターへの理解を深め、今後の連携強化を図ることを目的として、施設見学を受け入れている。

第17表 施設見学研修の実施状況(令和5年度)

研 修 名	内 容 等	開催日	人数
施設見学	施設見学、業務の紹介 (西部)	計9回	計161人

(3) 関係機関からの要望による啓発研修・講演

民生委員・児童委員協議会や市町の教育委員会等の関係機関が開催する児童虐待の予防等に関する研修に職員を講師として派遣している。

第18表 関係機関からの要望による啓発研修・講演状況(令和5年度)

関係機関名	日 数			研修人数		
	西部	東部	北部	西部	東部	北部
児童委員関係	4	5		148	550	
市町関係	2		1	47		28
保健・医療関係	6			180		
学校関係						
保育関係						
教育委員会等関係	4	1	2	103		98
前記以外の関係機関	9			390	7	
計	25	6	3	868	557	126

10 児童虐待防止等に関するネットワーク体制状況

児童虐待防止には医療・福祉・保健・教育・司法など総合的・組織的な対応が重要な課題である。広島県では地域の関係機関が密接に連携をとり、児童虐待等の予防、早期発見と早期対応、事後ケアなどの体制を構築することを目的として、毎年、広島県児童虐待防止連絡会議を開催している。

また、県内の全市町に要保護児童対策地域協議会が設置され、こども家庭センターは、代表者会議や実務者会議、要支援児童等の個別ケース会議などに参加している。

第 19 表 広島県児童虐待防止連絡会議開催状況（令和 5 年度）

会 議 名	開催月日	出席機関数	出席者数
広島県児童虐待防止連絡会議	令和 5 年 12 月 22 日 (オンライン開催)	43	71

11 療育手帳制度

(1) 制度の内容

児童相談所業務として知的障害児に対して一貫した相談指導を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくし、福祉の増進を図ることを目的としている。（知的障害者に対しては、知的障害者更生相談所として交付 ー31～33 ページ）

広島県では障害の程度を最重度㊤、重度A、中度㊤、軽度Bと4段階に区分している。

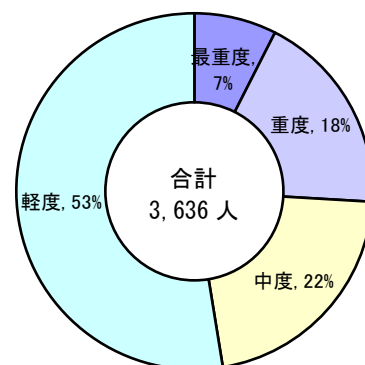
(2) 令和5年度の交付状況（資料編別表12）

新規交付586件、更新（再判定）810件の療育手帳の交付を行った。

(3) 療育手帳所持児童数（18歳未満）

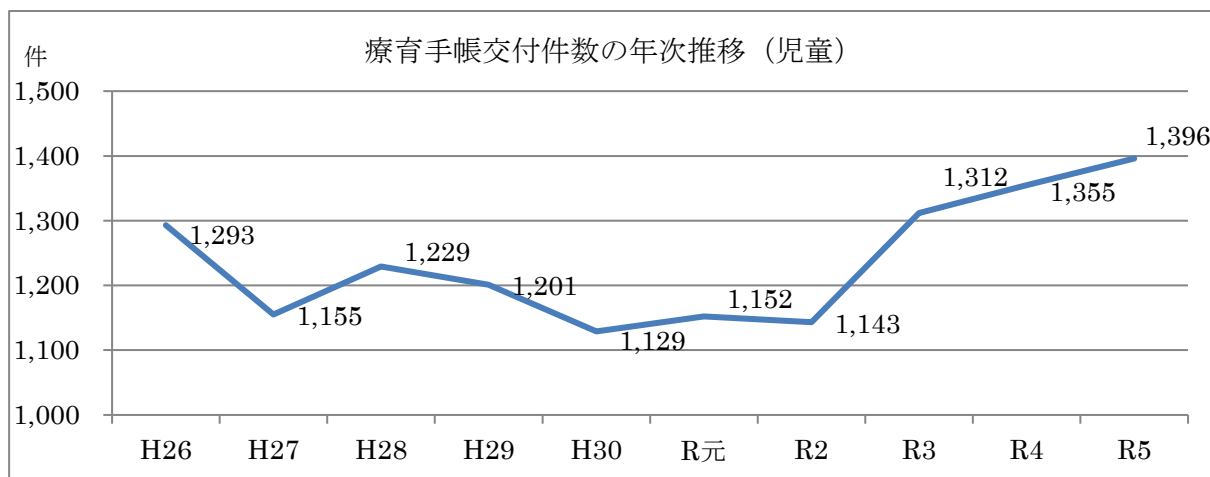
令和5年度末における県内（広島市を除く。）の療育手帳所持児童数は、前年度より291人増加して3,636人である。内訳は軽度の子どもが最も多く1,911人、次いで中度が782人、重度が671人、最重度が272人となっている。

●療育手帳所持状況（児童）



(4) 療育手帳交付件数の年次別推移（資料編別表13）

療育手帳交付件数は、令和5年度は、1,396件であった。平成26年度以降、1,100件から1,400件までの間で推移している。



第3 知的障害者更生相談業務

1 目的

知的障害者福祉法第12条の規定に基づき、次の業務を行う。

- (1) 知的障害者に関する問題について、家族その他からの相談に応ずること。
- (2) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、これに付随して必要な指導を行うこと。
- (3) 必要に応じて、巡回により前項の業務を行うこと。

2 沿革

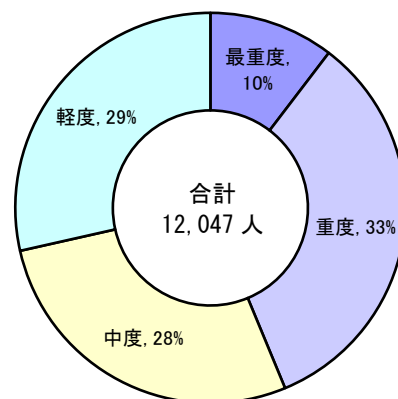
年 月 日	内 容
昭和 35 年 4 月 1 日	精神薄弱者福祉法施行
昭和 35 年 8 月 1 日	広島県精神薄弱者更生相談所を広島市出汐町に設置（広島県立肢体障害者更生指導所に併設）
昭和 39 年 4 月 1 日	県立肢体障害者更生指導所と共に現在地に移転
昭和 40 年 10 月 4 日	所管替えにより広島県中央児童相談所に併設
平成 11 年 4 月 1 日	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」の施行により名称を広島県立知的障害者更生相談所に改称
平成 17 年 7 月 11 日	「広島こども家庭センター」として開設（児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所を統合） 「福山こども家庭センター」、「備北こども家庭センター」として開設（児童相談所、知的障害者更生相談所を統合）
平成 21 年 4 月 1 日	「広島」「福山」「備北」を「西部」「東部」「北部」に改称

3 知的障害者の現況

知的障害者は、その実態を把握することが困難であるが、県内（広島市を除く）における知的障害者（18歳以上）の人数は、令和6年3月31日現在の療育手帳交付台帳登載数によると12,047人となっている。

障害の程度別では最重度1,251人、重度4,019人、中度3,340人、軽度3,437人となっている。

●障害程度別の割合



4 業務の内容

(1) 相談・指導

知的障害者に関する問題について、家庭その他からの相談に応じるとともに、必要な指導・助言を行う。

(2) 判定・指導

18歳以上の知的障害者を対象として、医学的判定や心理学的判定等を行うとともに、必要な指導・助言を行う。また、市町からの依頼及び家庭その他からの相談に基づき、当該知的障害者に対して、適当と認められる福祉上の処遇について判定書を作成・交付する。

(3) 巡回相談

諸事情又は遠隔地にあつて、来所することが困難な在宅の知的障害者や知的障害者支援施設等に入所している人に対して、地域へ出かけ、相談・判定並びに指導業務を行っている。

(4) 療育手帳の判定・交付

本人からの申請により、判定を行い療育手帳の交付を行っている。この手帳は、知的障害者に対し、相談・指導を行い、各種の援助を受けやすくするためのものである。

(5) 関係機関との連携

地域の関係機関との協力関係を緊密にするため、次のような連絡会議に参加している。

- 障害者自立支援協議会
- 障害者介護給付等不服審査会

5 相談状況の推移

(1) 相談受付件数（取扱実人員）の推移

平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間の取扱実人員の推移（第 26 表）である。近年は軽度を中心に新規取得希望者が増えている。

第 20 表 年次別相談受付件数（取扱実人員）

（単位：件）

年度 区分	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
来 所	1,442	1,438	1,258	1,246	1,337	1,268	1,125	864	855	1,027
巡 回	101	176	140	120	104	131	63	52	6	1
計	1,543	1,614	1,398	1,366	1,441	1,399	1,188	916	861	1,028

(2) 内容別相談取扱件数の推移

第 28 表は過去 5 年間の内容別相談取扱件数の推移である。令和 5 年度は相談の 57.1% (719 件) が療育手帳に関するものである。

第 21 表 内容別相談取扱件数の推移

(単位：件)

年度	相 談 内 訳									判 定 内 容				
	施 設	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医 学 的 判 定	心 理 判 定	職 能 判 定	そ の 他 の 判 定	計
5	0	0	0	0	1	0	719	539	1,259	4	563	0	466	1,033
4	0	1	0	0	0	0	605	428	1,034	3	444	0	418	865
3	0	0	0	0	0	0	602	407	1,009	3	567	1	352	923
2	1	0	1	1	1	0	921	327	1,252	12	862	0	341	1,215
令和元	1	0	2	0	1	2	1,109	336	1,451	16	1,092	0	310	1,418

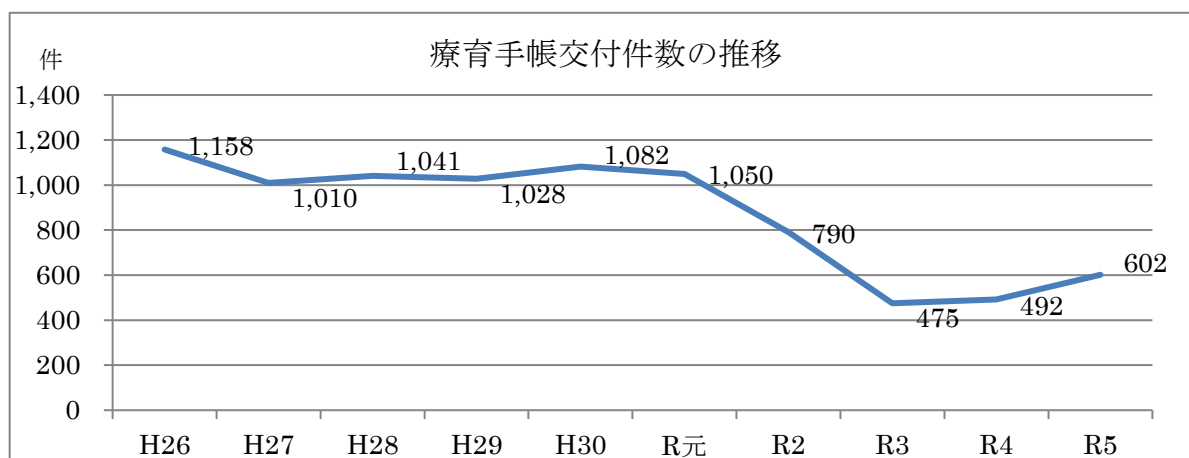
(3) 療育手帳交付件数の推移

第 29 表は過去 10 年間の療育手帳交付件数の推移である。平成 17 年度から交付件数が増加し、1,000 件前後で推移してきた。平成 25 年度には更新件数の増加により交付件数がこれまでの最多となったが、以後減少傾向となり、令和 5 年度の交付件数は 602 件であった。これは、平成 22 年度から有効期限に無期限を設けたことにより更新件数が減少したと考えられる。

第 22 表 療育手帳交付件数の推移

(単位：件)

		26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
	交付件数	1,158	1,010	1,041	1,028	1,082	1,050	790	475	492	602
内訳	新規	162	149	128	117	177	141	122	176	122	150
	更新	848	892	900	933	905	649	370	982	370	452



第4 女性相談業務

昭和 31 年 5 月に制定された売春防止法第 34 条に基づき、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）」の保護更生に関する業務を行うための婦人相談所として設置されるとともに、平成 13 年 4 月に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、同年 10 月から保護命令制度関係の業務を開始し、さらに平成 14 年 4 月からは配偶者暴力相談支援センターの機能が付与され、被害者に対する相談業務を行っている。

なお、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和 6 年 4 月 1 日施行されたことによって、支援対象者は「困難な問題を抱える女性」となり、婦人相談所は女性相談支援センター、婦人相談員は女性相談支援員と改称された。

1 沿革

年 月 日	内 容
昭和 31 年 5 月 24 日	売春防止法制定
昭和 31 年 10 月 1 日	県庁厚生課内で婦人相談業務開始
昭和 32 年 6 月 1 日	広島市舟入川口町に「婦人相談所（一時保護所併設）」を設置
昭和 33 年 4 月 1 日	広島市舟入幸町に移転
昭和 40 年 12 月 25 日	広島市南区宇品東四丁目に移転
平成 13 年 4 月 13 日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律制定
平成 14 年 4 月 1 日	配偶者暴力相談支援センター機能開始（以下、「配暴 C」という）
平成 16 年 6 月 2 日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正
平成 17 年 7 月 11 日	婦人相談所、児童相談所、知的障害者更生相談所を統合して、広島県こども家庭センターとして開設。 「広島こども家庭センター」、「福山こども家庭センター」、「備北こども家庭センター」に配暴 C の機能を付与
平成 19 年 7 月 11 日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正
平成 21 年 4 月 1 日	「広島」「福山」「備北」を「西部」「東部」「北部」に改称
平成 25 年 7 月 3 日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正
令和 2 年 4 月 1 日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正
令和 4 年 5 月 25 日	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の公布
令和 6 年 4 月 1 日	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正

2 女性相談支援員の設置状況

県知事及び市長に委嘱された婦人相談員は、次のとおり配置されており、配偶者からの暴力被害女性、要保護女子及び家庭における各般の問題について相談に応じ、関係機関と連携し、必要な助言指導等を行っている。

第 23 表 女性相談支援員の設置状況 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

区分	所 属 機 関	人数	電 話 番 号
県	西部こども家庭センター	6	082-254-0391
	東部こども家庭センター	1	084-951-2372
	北部こども家庭センター	1	0824-63-5181 内線 2310
市	広島市配偶者暴力相談支援センター	4	082-504-2412
	呉市こども家庭相談課	1	0823-25-3599
	竹原市地域づくり課	1	0846-22-7748
	三原市社会福祉課	1	0848-61-0122
	東広島市こども家庭課	2	082-420-0407
	尾道市社会福祉課 (尾道市役所)	1	0848-38-9350
	因島福祉課 (因島総合支所)	1	0845-26-6209
	福山市市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課 (イコールふくやま)	3	084-973-8896
	府中市子育て応援課	1	0847-43-7216
	三次市子育て支援課	1	0824-64-6011
	庄原市生活福祉部児童福祉課	1	0824-73-1243
	熊野町子育て支援課	1	082-820-5502

3 女性相談支援センターとしての業務内容

次の対象者に係る様々な悩みや問題の相談に応じ、助言指導、関係機関の紹介等を行い、必要があれば一時保護を行っている。

【対象者】

- (1) 配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる者
- (2) 同居する者等であって、配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる者
- (3) ストーカー被害者
- (4) 人身取引被害
- (5) 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる者
- (6) 心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる者
- (7) 一時保護を行わなければその支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる者

4 配偶者暴力相談支援センターとしての業務内容

女性相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条に基づき、配偶者暴力相談支援センターとして、次の業務を行っている。

- ① 相談及び相談機関（警察署、公共職業安定所等）の紹介
- ② 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的・心理学的な指導等
- ③ 被害者及び同伴家族の一時保護
- ④ 自立促進のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供等。保護命令の申し立てに伴う相談、援助の内容を記載した書面の裁判所への提出
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供等

5 相談の種類

日常生活を営む上で、何らかの問題を抱えて悩む女性について広く相談に応じている。

相談の種類は次のとおり。

- (1) 面接相談（資料編別表 18～22）
- (2) 電話相談（資料編別表 18、23～25）
- (3) 一日総合相談等

市からの依頼に基づき、一日総合相談等に女性相談支援員を派遣している。

第 24 表 相談受付

区 分	女性相談支援員等	休日・夜間電話相談員
面接相談	(月曜日～金曜日) 8 時 30 分～17 時	
電話相談	(月曜日～金曜日) 8 時 30 分～17 時	(月曜日～金曜日) 17 時～20 時 (土曜日・日曜日・祝日) 10 時～18 時

※年末年始は除く。

第 25 表 1 日総合相談等（令和 5 年度）

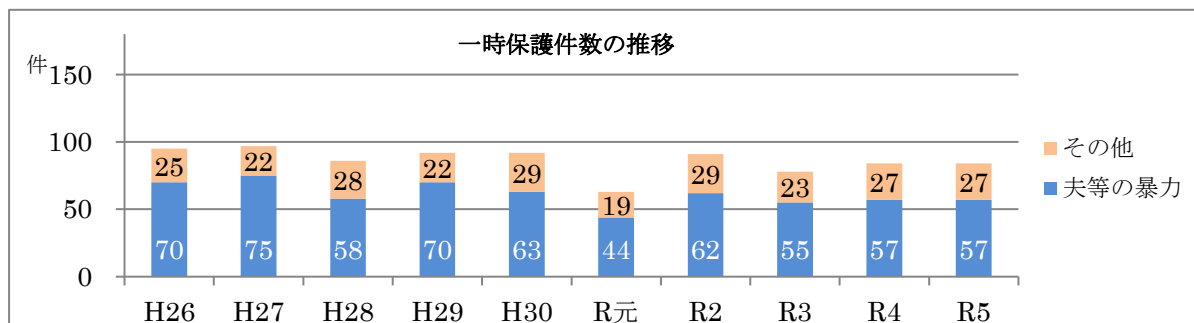
	件 数	派 遣 市 町
西 部	0 (-)	-
東 部	0 (-)	-
北 部	0 (-)	-

※ () 内は相談件数。

6 一時保護

(1) 一時保護の実施（資料編別表 26～33）

対象者（同伴家族を含む）のうち、適当な寄宿先がなく、当該者への危害を防ぐため、緊急に保護することが必要と認められる者について、必要な支援の施策が採られるまでの必要最小限の期間、一時保護を行っている。



(2) 一時保護の受け入れ

本人の希望に基づき、市町や警察など関係機関の依頼により、24 時間対応している。

(3) 一時保護期間中の支援

日常生活場面での観察、面接、心理学的・医学的診断等を通して、入所者の意思を尊重しながら、関係機関等と連携して、安全の確保及び必要な自立支援等を行っている。

また、平成 28 年 7 月から一時保護した DV 被害者等を対象に、所外の専門家に委託して DV 被害者等カウンセリング事業を実施しており、令和 5 年度はカウンセリングを延べ 18 件実施した。

(4) その他

配偶者や同居する交際相手からの暴力被害者等に関する一時保護業務については、複数の機関と委託契約している。

7 女性自立支援施設への入所

一時保護した女性のうち、本人の希望に基づき、女性自立支援施設に入所して、生活指導や職業指導を受けて自立を図ることが必要な場合は、入所を調整している。

8 サポート弁護士による法律的助言

サポート弁護士から保護命令制度の利用等、法律的助言を受けられる体制を整備している。

9 啓発活動

配偶者等からの暴力被害者対策及び女性支援事業について広く理解と協力を得るため、事業概要・リーフレットを作成し、関係機関等に配布するとともに、関係機関や関係団体が開催する研修会等の講師派遣依頼に応えるなど啓発に努めている。

第 26 表 令和 5 年度講師派遣等（研修会等）

開催日	研修名	内容等	人数
7 月 11 日 11 月 24 日 12 月 12 日	人身安全関係対策専科教養講習会 DV の基礎知識と基礎的な対応について デートDV 研修	配暴センターの概要等 〃 デートDV 予防研修	18

10 関係機関との連携強化

配偶者からの暴力被害者対策における支援の充実を図るため、県内地域ごと（3 か所）の関係機関連絡会議を開催し、関係機関・団体との連携に努める。参加機関は、警察・福祉事務所・市町・関係機関・団体（民間を含む）である。

第 27 表 令和 5 年度関係機関連絡会議の開催状況

期日	名称	実施主体
—	—	東部こども家庭センター
令和 5 年 6 月 7 日	北部地区児童虐待対応・DV 対策関係機関連絡会議 北部地区 DV 相談員連絡会議	北部こども家庭センター
令和 6 年 1 月 31 日	広島県西部こども家庭センター管内DV 対策関係機関連絡会議	西部こども家庭センター

資 料 編

資 料 編 《 目 次 》

1 統計資料

別表 1	年次別相談種別受付件数	1
別表 2	受付経路別相談種別受付件数	2
別表 3	年齢別相談種別受付件数	3
別表 4	警察署文書通告学年別受付件数	4
別表 5	里親委託の状況	5
別表 6	年齢別里親委託児童数	5
別表 7	里親の状況	5
別表 8	相談種別処理件数	6
別表 9	養護相談の理由別処理件数	7
別表 10	児童虐待の相談処理状況	8
別表 11	調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の状況	10
別表 12	療育手帳の交付状況	11
別表 13	療育手帳交付件数の年度別推移	11
別表 14	心身障害児に対する療育手帳等判定状況	12
別表 15	一時保護所の入所状況	12
別表 16	目的別一時保護件数	13
別表 17	一時保護委託状況	14

【女性相談業務】

別表 18	相談件数の推移	15
別表 19	面接相談 年齢別	15
別表 20	面接相談 相談経路別	15
別表 21	面接相談 主訴別	16
別表 22	面接相談 処理別	16
別表 23	電話相談 年齢別	17
別表 24	電話相談 主訴別	17
別表 25	電話相談 処理別	18
別表 26	一時保護件数の推移	18
別表 27	年齢別一時保護状況	19
別表 28	相談経路別一時保護状況	19
別表 29	主訴別一時保護状況	20
別表 30	一時保護期間の状況	21
別表 31	世帯構成の状況	21
別表 32	同伴児の年齢の状況	21
別表 33	一時保護解除後の状況	21

2 相談援助活動の体系図 22

(本資料編数値の端数処理は四捨五入によっていますので、必ずしも合計と一致しません)

1 統計資料

別表 1 年次別相談種別受付件数

相談種別		年度別	件					数				
		H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	
養 護		2, 524 (1, 918)	2, 576 (1, 946)	2, 581 (2, 083)	2, 527 (2, 114)	2, 900 (2, 388)	3, 361 (2, 896)	3, 461 (2, 931)	3, 622 (2, 874)	3, 772 (2, 934)	4, 340 (3, 543)	
保 健		85	81	7	1	0	0	0	0	1	3	
障 害	肢 体 不 自 由	70	47	65	56	57	40	28	39	31	46	
	視 聴 覚 障 害	3	7	3	1	0	0	0	0	0	0	
	言 語 発 達 障 害	205	161	138	99	27	35	19	8	6	6	
	重 症 心 身 障 害	97	88	90	58	64	61	36	38	29	36	
	知 的 障 害	1, 347	1, 238	1, 207	1, 364	1, 625	1, 629	1, 587	1, 743	1, 691	1, 782	
	発 達 障 害	520	503	453	229	29	34	22	13	17	7	
	小 計	2, 242	2, 044	1, 956	1, 807	1, 802	1, 799	1, 692	1, 841	1, 774	1, 877	
非 行	ぐ 犯 行 為 等	72	74	56	67	42	34	32	32	43	45	
	触 法 行 為 等	221	161	209	212	157	136	108	105	109	138	
	小 計	293	235	265	279	199	170	140	137	152	183	
育 成	性 格 行 動	506	432	119	103	109	89	46	37	40	64	
	不 登 校	105	117	53	41	41	40	28	16	21	9	
	適 性	52	45	42	30	22	6	8	2	1	0	
	し つ け	192	180	15	23	28	24	22	3	10	10	
	小 計	855	774	229	197	200	159	104	58	72	83	
そ の 他		129	121	40	35	31	30	38	34	26	4	
合 計		6, 128	5, 831	5, 078	4, 846	5, 132	5, 519	5, 435	5, 692	5, 797	6, 490	

※（ ）内は虐待相談の受付件数であり、処理件数とは異なる。

別表 2 受付経路別相談種別受付件数

経路別 相談種別		都道府県・指定都市 ・中核市				市 町				児 童 福 祉 施 設 ・ 指定発達支援医療機関			児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	認 定 こ ど も 園	警 察 署	家 庭 裁 判 所	保 健 所 及 び 医 療 機 関		学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 庭 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
		児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関					保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校 等	教 育 委 員 会 等							
養護		401	17	0	16	733	0	9	316	9	14	0	25	0	1,598	0	0	89	0	269	7	2	0	378	306	43	108	4,340
		329	14	0	16	619	0	8	262	9	11	0	25	0	1,347	0	0	69	0	247	4	0	0	221	262	31	69	3,543
保健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	3
障害	肢 体 不 自 由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	21	0	0	1	46
	視 聴 覚 障 害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言 語 発 達 障 害	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	6
	重 症 心 身 障 害	0	0	0	0	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	25	1	0	3	36
	知 的 障 害	41	0	0	0	863	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	872	0	0	3	1,782
	発 達 障 害	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	1	0	7
	小 計	42	0	0	0	866	0	5	1	0	2	6	0	0	2	0	0	20	0	0	0	0	0	924	1	1	7	1,877
	小 計	42	0	0	0	866	0	5	1	0	2	6	0	0	2	0	0	20	0	0	0	0	0	924	1	1	7	1,877
非行	ぐ 犯 行 為 等	5	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	2	2	0	0	20	1	0	0	45
	触 法 行 為 等	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	121	3	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	3	138
	小 計	9	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	132	3	0	0	0	2	2	0	0	24	1	0	3	183
育成	性 格 行 動	4	0	0	0	2	0	1	2	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	6	2	0	0	41	0	0	1	64
	不 登 校	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	9
	適 性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	し つ け	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	10
	小 計	4	0	0	0	5	0	4	3	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	6	2	0	0	53	0	0	1	83
そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	4
合 計		456	17	0	16	1,611	0	18	320	9	16	6	25	0	1,736	3	0	111	0	278	11	2	0	1,383	308	44	120	6,490
構 成 比 %		7	0	0	0	25	0	0	5	0	0	0	0	0	27	0	0	2	0	4	0	0	0	21	5	1	2	100

※（ ）内は虐待相談の受付件数であり、処理件数とは異なる。

別表 3 年齢別相談種別受付件数

年別 相談種別		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳 以上	計
養 護		244 (174)	266 (221)	279 (220)	275 (226)	261 (204)	272 (223)	286 (245)	279 (232)	252 (225)	287 (238)	228 (193)	194 (163)	238 (195)	233 (194)	227 (191)	202 (168)	162 (121)	142 (107)	13 (3)	4, 340 (3, 543)
保 健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3
障 害	肢 体 不 自 由	2	4	2	4	2	4	3	2	1	4	2	3	6	4	0	1	2	0	0	46
	視 聴 覚 障 害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言 語 発 達 障 害	0	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6
	重症心身障害	0	4	1	2	1	13	3	4	1	2	0	0	1	3	0	0	0	1	0	36
	知 的 障 害	1	22	51	113	115	170	177	148	79	100	92	80	98	146	102	90	107	91	0	1, 782
	発 達 障 害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	0	2	0	7
	小 計	3	30	54	119	120	189	183	155	81	106	94	84	106	155	102	93	109	94	0	1, 877
非 行	ぐ 犯 行 為 等	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	3	2	1	6	17	6	5	1	0	45
	触 法 行 為 等	0	0	0	0	0	1	2	10	9	14	13	11	20	38	17	3	0	0	0	138
	小 計	0	0	0	0	0	1	3	10	10	16	16	13	21	44	34	9	5	1	0	183
育 成	性 格 行 動	0	0	0	0	0	1	3	5	5	5	7	6	13	7	3	3	3	3	0	64
	不 登 校	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	0	1	0	0	9
	適 性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	し つ け	0	0	0	2	3	1	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10
	小 計	0	0	0	2	3	2	6	5	7	5	7	7	13	11	5	3	4	3	0	83
そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	4
合 計		247	296	333	396	384	464	478	449	352	414	345	299	378	443	371	307	281	240	13	6, 490
構 成 比 率 %		4	5	5	6	6	7	7	7	5	6	5	5	6	7	6	5	4	4	0	100

※（ ）内は虐待相談の受付件数であり、処理件数とは異なる。

別表4 警察署文書通告学年別受付件数

相談種別 学年 性別		養護		ぐ犯行為等	触法行為等	合計	
		(虐待)	(その他)			計	構成比%
未就学	男	268	4	0	1	269	19
	女	259	2	0	0	259	18
小学生	男	249	4	1	43	293	20
	女	195	4	0	9	204	14
中学生	男	117	3	8	53	178	12
	女	114	3	1	8	123	9
中卒以上	男	64	1	1	0	65	5
	女	61	3	2	0	63	4
合計	男	698	12	10	97	805	55
	女	629	12	3	17	649	45
	合計	1,327	24	13	114	1,454	100

別表 5 里親委託の状況

内訳 項目	前年度末委託児童数	新規措置又は措置変更により委託された児童数				措置解除又は変更された児童数												当年度末委託児童数
		解 除								変 更								
		児童福祉施設	家庭から	その他	計	家庭引き取り	特別養子縁組	普通養子縁組	18歳到達	就職	その他	計	入児童福祉施設所に	他の里親に委託	その他	計		
令和5年度	98	9	26	0	35	5	6	0	5	4	4	24	2	0	0	2	107	
令和4年度	99	10	9	3	22	4	5	1	2	2	4	18	2	0	3	5	98	

別表 6 年齢別里親委託児童数

年齢区分 内訳	3歳未満	3～6歳	7歳以上	計
令和5年度（男）	8	12	42	62
令和5年度（女）	5	8	31	44
令和4年度（男）	7	7	42	56
令和4年度（女）	4	4	34	42

別表 7 里親の状況

項目 内訳	養育里親		専門里親		親族里親		養子縁組希望里親	
	登録里親数	受託里親数	登録里親数	受託里親数	登録里親数	受託里親数	登録里親数	受託里親数
令和5年度末	244	68	8	1	14	13	122	7

別表 8 相談種別処理件数

処理別 相談種別		4 年度末 処理件数	5 年度受 付件数	計	処 理 別 内 訳															計	未 処 理 件 数
					面 接 指 導			児 童 福 祉 社 司 指 導	児 童 委 員 指 導	ン タ ー 指 導 支 援 セ ト	又 福 祉 は 事 務 通 所 送 知 致	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設		療 指 定 機 関 委 託 医 生 支 援	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	へ 障 害 利 用 施 設 契 約 等	そ の 他		
					助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋						入 所	通 所							
養 護		300 (268)	4,340 (3,543)	4,640 (3,811)	3,273 (2,942)	308 (235)	209 (191)	80 (75)	0 (0)	10 (8)	0 (0)	0 (0)	86 (48)	0 (0)	0 (0)	28 (11)	0 (0)	2 (0)	349 (31)	4,345 (3,541)	295 (270)
保 健		1	3	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
障 害	肢 体 不 自 由	2	46	48	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0	45	3
	視 聴 覚 障 害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言 語 発 達 障 害	0	6	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	0
	重 症 心 身 障 害	3	36	39	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5	35	4
	知 的 障 害	153	1,782	1,935	1,599	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	182	1,802	133
	発 達 障 害	0	7	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	5	2
	小 計	158	1,877	2,035	1,628	2	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	190	1,893	142
非 行	ぐ 犯 行 為 等	2	45	47	21	7	2	1	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	2	40	7
	触 法 行 為 等	22	138	160	0	8	3	14	0	0	0	92	6	0	0	0	1	0	2	126	34
	小 計	24	183	207	21	15	5	15	0	0	0	97	8	0	0	0	1	0	4	166	41
育 成	性 格 行 動	4	64	68	46	8	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1	1	62	6
	不 登 校	3	9	12	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0
	適 性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	し つ け	1	10	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0
	小 計	8	83	91	66	11	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1	1	85	6
そ の 他		0	4	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0
合 計		491	6,490	6,981	4,994	337	230	95	0	10	0	98	98	1	0	28	1	60	545	6,497	484
構 成 比 率 %					76.9	5.2	3.5	1.5	0.0	0.2	0.0	1.5	1.5	0.0	0.0	0.4	0.0	0.9	8.4	100.0	

※（ ）内は虐待相談の件数

別表 9 養護相談の理由別処理件数

理由別 処理別	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を含む)	家庭環境		その他	計	構成比 %
					虐待	その他			
助言指導	2	0	0	26	2,943	172	131	3,274	75.4%
継続指導	1	0	0	2	235	32	38	308	7.1%
他機関斡旋	1	0	0	0	77	12	4	94	2.2%
児童福祉司指導	0	0	0	0	75	3	2	80	1.8%
児童委員指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
児童家庭センター指導委託	0	0	0	0	8	1	1	10	0.2%
福祉事務所送致	0	0	0	0	95	0	1	96	2.2%
訓戒・誓約	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
施設（入所）	0	0	0	6	48	22	12	88	2.0%
施設（通所）	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
指定発達支援医療機関委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
里親・保護受託者委託	0	0	0	2	11	11	4	28	0.6%
その他	1	0	0	0	49	146	171	367	8.4%
計	5	0	0	36	3,541	399	364	4,345	100.0%
構成比率%	0.1%	0.0%	0.0%	0.8%	81.5%	9.2%	8.4%	100.0%	

別表10 児童虐待の相談処理状況

1 虐待相談処理件数の推移

広島県（単位：件、倍、％）

年度	H 5	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	構成比
センター計	21	1,850	1,890	2,066	2,053	2,243	2,787	2,868	2,956	3,131	3,541	55.5
広島市	6	1,165	1,192	1,414	1,625	1,776	1,731	1,736	1,951	2,323	2,839	44.5
県計	27	3,015	3,082	3,480	3,678	4,019	4,518	4,604	4,907	5,454	6,380	100.0
増加率	—	111.7	114.1	128.9	136.2	148.9	167.3	170.5	181.7	202.0	236.3	—
全国	1,611	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,659	219,170	—	—
増加率	—	55.2	64.1	76.1	83.0	99.2	120.3	127.3	128.9	136.0	—	—

（注1）増加率：基準年度は平成5年度である。（注2）構成比：令和5年度の構成比である。

（注3）令和4年度の全国は速報値

2 虐待相談処理件数のうち虐待者別の推移

広島県（単位：件、％）

年度	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
令和5	2,687	408	3,092	25	168	6,380
構成比	42.1	6.4	48.5	0.4	2.6	100.0

別表10 児童虐待の相談処理状況

3 虐待相談処理件数のうち経路別の推移

広島県（単位：件、％）

年 度	家 族	親 戚	近 隣 知 人	児 童 本 人	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 所	医 療 機 関	施 児 設 童 福 等 社	警 察 等	学 校 等	市 町	そ の 他	計
令和5年度	416	88	553	99	132	3	5	113	214	2,437	794	944	582	6,380
構成比	6.5	1.4	8.7	1.6	2.1	0.0	0.1	1.8	3.4	38.2	12.4	14.8	9.1	100.0

4 虐待相談処理件数のうち被虐待児の年齢別・虐待種別の推移

広島県（単位：件、％）

区 分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計	構成比
出生～2歳	124	201	2	705	1,032	16.2%
3～6歳	428	326	7	847	1,608	25.2%
7～12歳	695	411	29	1,104	2,239	35.1%
13～15歳	321	192	25	500	1,038	16.3%
16歳以上	156	94	13	200	463	7.3%
計	1,724	1,224	76	3,356	6,380	
構成比	27.0%	19.2%	1.2%	52.6%	100.0%	

別表11 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の状況

	合計		調査		医学診断指導					心理診断指導							その他の 診断指導		心理療法・カウンセリング				
	計	構成 比 %	計	構成 比 %	診 察 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	計	構成 比 %	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導	計	構成 比 %	計	構成 比 %	医 師	児 童 心 理 司 等	そ の 他 の 所 員	計	構成 比 %
児 童	17,386	13.1	11,526	66.3	196	0	0	196	1.1	247	102	94	165	1,865	2,473	14.2	0	0.0	81	1,650	1,460	3,191	18.4
保護者	33,748	25.5	28,517	84.5	242	0	0	242	0.7	0	0	0	18	494	512	1.5	0	0.0	176	254	4,047	4,477	13.3
その他	81,404	61.4	73,878	90.8	52	0	0	52	0.1	0	1	0	8	182	191	0.2	0	0.0	30	47	7,206	7,283	8.9
計	132,538	100.0	113,921	86.0	490	0	0	490	0.4	247	103	94	191	2,541	3,176	2.4	0	0.0	287	1,951	12,713	14,951	11.3

別表12 療育手帳の交付状況

(単位：件)

機関別	程度	最重度 ㉠		重度 A		中度 ㉡		軽度 B		計	
	種類	新 規	再判定	新 規	再判定	新 規	再判定	新 規	再判定	新 規	再判定
計		15	61	30	208	128	207	413	334	586	810

別表13 療育手帳交付件数の年度別推移

年度	機関別	計	
	種類	新 規	再判定
令和5年度		586	810
令和4年度		478	877
令和3年度		483	829
令和2年度		335	808
令和元年度		370	782
平成30年度		353	776
平成29年度		391	810
平成28年度		430	799
平成27年度		395	760
平成26年度		365	928

別表14 心身障害児に対する療育手帳等判定状況

種類 区分	療 育 手 帳	特 別 児 童 扶 養 手 当	障 害 児 福 祉 手 当	る 障 害 児 保 育 事 業 に 定 係	入 所 に 係 る 判 定 設	知 的 障 害 者 援 護 施 設	そ の 他	計
児 童 心 理 司	1,571	4	53	0	5	23	1,656	
医 師	38	0	0	0	0	0	38	
計	1,609	4	53	0	5	23	1,694	

別表15 一時保護所の入所状況

項目 機関別	年 間 保 護 実 人 員			次 年 度 繰 出 人 員	年間保護 延 人 員	1 人 平均 保 護 日 数	1 日 平均 保 護 人 員
	前年度 繰入人員	新規保護 人員	計				
令 和 5 年 度	17	355	372	21	3,740	10.1	10.2
令 和 4 年 度	23	346	369	17	6,843	18.5	18.7

別表16 目的別一時保護件数

種別	項目	R 6 年 3 月 末 未処理	新規保護目的別件数					計
			緊急保護	行動観察	短期入所指導	その他	合計	
養 護		8	150	40	0	0	190	198
	うち虐待	0	99	18	0	0	117	117
心 身 障 害		0	1	0	0	0	1	1
	うち虐待	0	0	0	0	0	0	0
非 行		0	2	2	0	0	4	4
	うち虐待	0	0	0	0	0	0	0
育 成		0	3	2	0	0	5	5
	うち虐待	0	0	0	0	0	0	0
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0
	うち虐待	0	0	0	0	0	0	0
計		8	156	44	0	0	200	208
	うち虐待	0	99	18	0	0	117	117
構 成 比 %			78.0%	22.0%	0.0%	0.0%	100.0%	

別表17 一時保護委託状況

項目 機関別	警 察		施 設 等		計		令 和 4 年 度	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
計	53	64	180	4, 865	233	4, 929	364	7, 094

【女性相談業務】

別表18 相談件数の推移

区 分	H30年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
面接相談	242件	212件	279件	243件	213件	229件
	191人	174人	226人	181人	178人	177人
	(139人)	(121人)	(155人)	(131人)	(118人)	(127人)
電話相談	2,054件	1,937件	2,094件	2,149件	2,561件	2,716件
	(326件)	(419件)	(415件)	(373件)	(464件)	(501件)
計	2,296件	2,149件	2,373件	2,392件	2,774件	2,945件
	(465)	(540)	(570)	(504)	(582)	(628)

※（ ）は、「夫等の暴力」関係の再掲。

別表19 面接相談 年齢別

区 分	計
1 8 歳未満	0
1 8 歳以上 2 0 歳未満	10
2 0 歳代	44
3 0 歳代	42
4 0 歳代	61
5 0 歳代	28
6 0 歳以上	25
年齢不詳	0
計	210

別表20 面接相談 相談経路別

区 分	計
本人自身	121
警察関係	42
法務関係	0
他県の婦人相談所	0
市の婦人相談員	14
福祉事務所	27
他の相談機関	3
社会福祉施設等	1
医療機関	2
教育関係	0
労働関係	0
知人・縁故関係	0
その他	0
計	210

別表21 面接相談 主訴別

区 分			計
人 間 関 係	夫 等	夫等の暴力	134
		酒乱・薬物中毒	0
		離婚問題	2
		その他	0
	子 ど も	子どもの暴力	8
		養育不能	0
		その他	0
	親 族	親の暴力	20
		その他の親族の暴力	2
		その他	0
	交 際 相 手	交際相手からの暴力	4
		同性の交際相手からの暴力	2
		その他	0
	係	家庭不和	0
		その他の者の暴力	4
		男女問題	0
		ストーカー被害	1
		その他	3
住居問題		0	
帰住先なし		9	
経 済 関 係	生活困窮	0	
	借金・サラ金	0	
	求職	0	
	その他	21	
医 療 関 係	病気	0	
	精神的問題	0	
	妊娠・出産	0	
	その他	0	
不純異性交遊		0	
売春強要		0	
ヒモ・暴力団関係		0	
5 条違反		0	
人身取引		0	
計		210	

別表22 面接相談 処理別

区 分	計
一時保護	86
助言指導・その他	124
計	210

別表25 電話相談 処理別

区 分	計
助言指導	2,645
来所指導	24
市婦人相談員紹介	0
他県婦人相談所紹介	1
福祉事務所紹介	0
市町役場紹介	8
家庭裁判所	0
児童相談所紹介	4
保健所紹介	0
職業安定所紹介	0
医療機関紹介	0
その他機関紹介	21
民生委員紹介	0
法律相談所紹介	13
その他	0
計	2,716

別表26 一時保護件数の推移

区 分	H30年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
夫等の暴力	63人	44人	62人	55人	57人	57人
	68.5%	69.8%	68.1%	70.5%	67.9%	67.9%
上記以外	29人	19人	29人	23人	27人	27人
	31.5%	30.2%	31.9%	29.5%	32.1%	32.1%
計	92人	63人	91人	78人	84人	84人

※当該年度中に新規入所した実人員。

別表27 年齢別一時保護状況

区 分	令和5年度（人）		構成比（％）
18歳未満	0	(0)	0.0
18歳以上20歳未満	3	(0)	3.6
20歳代	21	(14)	25.0
30歳代	18	(13)	21.4
40歳代	16	(11)	19.0
50歳代	13	(9)	15.5
60歳代	6	(6)	7.1
70歳代以上	7	(4)	8.3
不明	0	(0)	0.0
計	84	(57)	100.0

※（ ）は、「夫等の暴力」関係の再掲。

別表28 相談経路別一時保護状況

区 分	令和5年度（人）		構成比（％）
警察署	37	(26)	44.0
市の婦人相談員	13	(10)	15.5
本人	9	(7)	10.7
福祉事務所	20	(11)	23.8
他の相談機関	3	(1)	3.6
社会福祉施設	1	(1)	1.2
その他	1	(1)	1.2
計	84	(57)	100.0

※（ ）は、「夫等の暴力」関係の再掲。

別表29 主訴別一時保護状況

区 分			令和5年度（人）	構成比（％）
人 間 関 係	夫 等	夫等の暴力	57	67.9
		酒乱・薬物中毒	0	0.0
		離婚問題	0	0.0
		その他	0	0.0
	子 ど も	子どもの暴力	6	7.1
		養育不能	0	0.0
		その他	0	0.0
	親 族	親の暴力	6	7.1
		その他の親族の暴力	1	1.2
		その他	0	0.0
	交 際 相 手	交際相手からの暴力	2	2.4
		同性の交際相手からの暴力	1	1.2
		その他	0	0.0
	係	家庭不和	0	0.0
		その他の者の暴力	3	3.6
		男女問題	0	0.0
		ストーカー被害	0	0.0
		その他	0	0.0
住居問題		0	0.0	
帰住先なし		8	9.5	
経 済 関 係	生活困窮	0	0.0	
	借金・サラ金	0	0.0	
	求職	0	0.0	
	その他	0	0.0	
医 療 関 係	病気	0	0.0	
	精神的問題	0	0.0	
	妊娠・出産	0	0.0	
	その他	0	0.0	
不純異性交遊		0	0.0	
売春強要		0	0.0	
ヒモ・暴力団関係		0	0.0	
5条違反		0	0.0	
人身取引		0	0.0	
計		84	100.0	

別表30 一時保護期間の状況

区 分	一保延日数	1人当たり平均一保日数（日）	1日当たり平均一保人員（人）
本人	766	10.8	3.3
同伴児	429		

別表31 世帯構成の状況

区 分	令和5年度（人）		構成比（％）
単 身	47	(28)	56.0
母 子	37	(29)	44.0
計	84	(57)	100.0

※当該年度中に在所した実人員。

※（ ）は、「夫等の暴力」関係の再掲。

別表32 同伴児の年齢の状況

区 分	令和5年度（人）		構成比（％）
乳 児	7	(6)	10.4
幼 児	38	(31)	56.7
小 学 生	17	(16)	25.4
中 学 生	3	(3)	4.5
そ の 他	2	(2)	3.0
計	67	(58)	100.0

※当該年度中に在所した実人員。

※（ ）は、「夫等の暴力」関係の再掲。

別表33 一時保護解除後の状況

区 分	令和5年度（人）		構成比（％）
帰宅	22	(16)	26.2
帰郷	12	(10)	14.3
母子生活支援施設	16	(13)	19.0
婦人保護施設	10	(6)	11.9
自立	3	(1)	3.6
その他	21	(11)	25.0
計	84	(57)	100.0

※（ ）は、「夫等の暴力」関係の再掲。

2 相談援助活動の体系図

